

平成30年西予市決算審査特別委員会（厚生分科会）会議録

1. 開催日時 平成30年10月17日
 1. 開催場所 西予市議会全員協議会室
 1. 開 会 平成30年10月17日
 午前 8時57分
 1. 閉 会 平成30年10月17日
 午後 5時03分

1. 出席委員

分科会長 山本 英明
 副分科会長 井関 陽一
 委員 中村 一雅
 委員 竹崎 幸仁
 委員 源 正樹
 委員 菊池 純一
 委員 中村 敬治

1. 欠席委員

なし

1. 説明員

生活福祉部長
 兼福祉事務所長 藤井 兼人
 医療介護部長 山岡 薫彦
 市民課長 松本 豊和
 税務課長 浜田 直浩
 環境衛生課長 佐々木 邦仁
 健康づくり推進課長 沖村 智
 福祉課長 上中 保博
 子育て支援課長 松田 禎子
 長寿介護課長 浅野 幸彦
 西予市民病院事務長 松末 博
 野村病院事務長 富永 誠
 つくし苑事務長 兵頭 健二
 市民課長補佐 宇都宮 積矢
 人権対策室長 森川 圭三
 市民課係長 二宮 夕子
 市民課係長 野本 伸治
 市民課係長 西村 由起
 環境衛生課長補佐 大塚 義導
 環境衛生課長補佐 細谷 涼子
 環境衛生課係長 中村 篤史
 医療対策推進室長 河野 千恵香
 健康づくり推進課長補佐 亀岡 敦
 健康づくり推進課保健師長 三瀬 穂津美
 健康づくり推進課係長 二宮 真紀
 福祉課長補佐 長野 静香

福祉課係長 河野 友紀
 子育て支援課長補佐 岩本 博文
 子育て支援課係長 清家 昌弘
 子育て支援課係長 三好 和義
 長寿介護課長補佐 竹内 克也
 長寿介護課保健師長 井上 理恵
 長寿介護課係長 信宮 佳子
 長寿介護課係長 柴田 直樹
 西予市民病院事務長補佐 竹内 寿男
 西予市民病院事務局係長 沖野 貴洋
 西予市民病院事務局係長 矢野 直子

1. 出席議会事務局職員

書記 三好 祐介

1. 会議に付した事件

- 認定第 1号 平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
 認定第 2号 平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 認定第 4号 平成29年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 認定第 5号 平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 認定第 6号 平成29年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 認定第11号 平成29年度西予市病院事業会計決算の認定について
 認定第12号 平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について

1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前8時57分

○井関厚生副分科会長

開会宣言を行うとともに、分科会長に挨拶を促す。

○山本厚生分科会長

挨拶を行う。

○井関厚生副分科会長

藤井生活福祉部長に挨拶を促す。

○藤井生活福祉部長

挨拶を行う。

○井関厚生副分科会長

以降の進行を分科会長に委ねる。

○山本厚生分科会長

それではこれより本日の会議を開きます。

部長の説明にもありましたように、この会は決算審査ですので、質疑はたくさんあるかと思えますけども、簡潔に決算に関することにさせていただいて、所管外の質問はご遠慮願ったらと思います。的をえた質問にさせていただければ行政の方も質問に答えやすいかなと思いますのでご協力よろしくお願いたします。

【市民課】

○山本厚生分科会長

まず、認定第1号「平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」と認定第4号「平成29年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は関連がありますので2件を一緒に審査をいたします。

理事者の説明を求めます。

○松本市民課長

それでは、認定第1号平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について、市民課所管分について、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業についてご説明させていただきます。

成果報告書（第2部）4ページ、国民健康保険特別会計事業勘定繰出事業をごらんください。

国民健康保険特別会計事業勘定繰出事業ですが、この事業は、一般会計から国民健康保険特別会計に対して法定繰入赤字補填を行うことで、社会保障制度の財政基盤の安定を図るものがあります。

事業の概要でございますが、国保財政化安定化のため市町村の一般会計が国民健康保険特別会計

に対して繰り出しを行うものであります。内訳としては次の項目があります。

保険基盤安定繰出金（保健税軽減分）、低所得者に対する保険税軽減相当額を県・市が公費で負担するものであります。保険基盤安定繰出金（保健者支援分）、低所得者に対する保険者支援相当額を国・県・市が公費で負担するものであります。職員給与費等繰出金、国保事務に従事する人件費分及び事務的経費として一般会計から繰り出しするものであります。出産育児一時金等繰出金、出産一時金支給基準の3分の2相当する額を繰り出すものであります。財政安定化支援事業繰出金（交付税分）、保険者の責に帰することのできない特別な事情、低所得者・病床者数・高齢者が多い等による財政の負担増に対して交付税措置されたものを繰り出すものであります。財政安定化支援繰出金（その他）と健康保健総合対策事業繰出金（その他）、国民健康保険事業を運営するための法定外繰出金、いわゆる赤字補填金と住民の健康増進を図るために実施する事業に要する経費について、国からの補助金であります。

事務評価でございますが、年々被保険者の減少により国保税収入が減少してる一方、高齢化の進展や医療技術の高度化により1人当たりの医療費は増加しております。そのような中、平成29年度は医療費において一定の減少が見られ、財政安定化支援繰出金（その他）が減少しました。

各項目の内訳を説明いたします。保険基盤安定繰出金（保険税軽減分）は1億8291万3000円で、前年度決算比97.07%になります。保険基盤安定繰出金（保険者支援分）は9552万3000円で、前年度決算比98.08%になります。職員給与費等繰出金は8468万2000円で、前年度決算比122.45%になります。出産育児一時金等繰出金は616万円で、前年度決算比81.60%になります。財政安定化支援事業繰出金（交付税分）は1億187万9000円で、前年度決算比121%になります。財政安定化支援繰出金（その他）と健康総合対策事業繰出金（その他）は、2029万2000円で前年度決算比12.26%になります。全体では4億9145万5000円で、前年度より1億2080万3000円の減額となっております。

続きまして、認定第4号平成29年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、ご説

明させていただきます。

成果報告書第1部の48ページをごらんください。

①事業勘定よりご説明させていただきます。

I. 財政状況、1. 決算規模と決算収支についてでございますが、決算収支ですが、歳入で59億8869万3000円、歳出で58億8954万7000円となり、差し引き額は9914万6000円となっております。

2 歳入歳出決算の状況でございます。科目により主なものを抜粋してご説明申し上げます。第1-1表、歳入からご説明させていただきます。1 国民健康保険税は8億2171万4000円で、前年度より2142万5000円の減額となっております。4 国庫支出金は13億3295万3000円で、前年度より5025万6000円の増額となっております。5 県支出金は2億2475万7000円で、前年度より677万円の減額となっております。6 療養給付費等交付金は1億850万1000円で、前年度より8932万5000円の減額となっております。7 前期高齢者交付金は16億6755万3000円で、前年度より4721万6000円の減額となっております。8 共同事業交付金は12億4351万9000円で、前年度より36万1000円の減額となっております。10 繰入金は4億9145万6000円で、前年度より1億2080万2000円の減額となっております。歳入決算額は59億8869万3000円で、前年度対比で2億7432万2000円、95.6パーセントの減額となっております。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。1 総務費は8468万2000円で、前年度より1465万9000円の増加となっております。2 保険給付費は36億6546万9000円で、前年度より1億4654万3000円の減額となっております。3 後期高齢者支援金等は5億9639万9000円で、前年度より1282万6000円の減額となっております。6 介護納付金は2億1848万3000円で、前年度に555万2000円の減額となっております。7 共同事業拠出金は11億7970万円で、前年度より8386万3000円の減額となっております。歳出決算額は58億8954万7000円で前年度対比で2億8313万7000円、95.4%の減額となっております。全体の部分です。歳入59億8869万3000円、歳出58億8954万7000円で、歳入から歳出を差し引いた9914万6000円が次年度への繰り越しとなります。

以上で歳入歳出決算の状況についてのご説明とさせていただきます。

次の3 保険税の収納状況ですが、第1-2表収納率は現年分の一般が96.71%、退職が98.81%、滞納繰越分の一般が42.95%、退職は50.55%となっております。今後も高い収納率を維持できるよう努力してまいります。

続きまして49ページをごらんください。西予市の国民健康保険の概要から一部を抜粋してご説明させていただきます。II 被保険者数等、第2-1表から第2-4表、国民健康保険世帯数と被保険者数、平成29年度末現在ですが、国保世帯、被保険者数とも年々減少しております。年齢構成別では60歳以上の被保険者数は6,890人で全体の約65%になります。

次に、50ページをごらんください。III 保険給付の状況、第3-1表から第3-3表、療養諸費額、療養給付費と医療費の合計です、は43億6664万円です。療養諸費件数は19万6669件となっております。前年との比較について一般被保険者については、糖尿病を初めとした生活習慣病にかかる療養費が減少し、療養諸費額も2.2%減額となっておりますが、1人当たりの療養諸費についてはほぼ横ばいとなっております。また、退職被保険者についても、制度廃止に伴う被保険者数の減少により療養消費額、療養諸費件数いずれも減少しております。

続きまして、52ページをごらんください。特定健康診査等事業についてご説明させていただきます。事業の内容ですが、生活習慣病や予備軍の方を早期に発見するため、各地区での集団検診、医療機関での個別検診を行っております。メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の方に保健師、管理栄養士が相談訪問等を実施して、生活習慣病の予防、重症化予防に努めております。事務事業ですが、平成29年度の特定健康診査受診率は36.1%で、県内では高い受診率です。また、特定保健指導率も49.3%と高い数値となっております。今後についてですが、発症予防、重症化予防に重点を置いた取り組みとして、未受診者対策、医療機関と連携を図りながら、一人ひとりの要望に合った生活習慣病の改善に向けた指導等を継続して行っていくこととしております。

続きまして、53ページをごらんください。診療所施設勘定について主な科目のみ抜粋してご説明申し上げます。診療所勘定、I 診療所勘定の決算状況、西予市の国民健康保険直営診療所は平成

30年度3月31日現在で、俵津歯科診療所、狩江診療所、高山歯科診療所、惣川診療所、土居診療所、遊子川出張診療所、二及診療所、周末診療所の8箇所の診療所がございます。

次のページの診療状況ですが、過疎・少子化の進展及び患者の市立病院等基幹病院への志向の高まりにより、診療件数、診療報酬は年々減少しております。診療状況ですが、1人当たりの診療件数は、俵津歯科診療所14.2人、狩江診療所12.3人、高山歯科診療所11.9人、惣川診療所7.2人、土居診療所19人、遊子川出張診療所5.9人、二及診療所34.4人、周末診療所41.3人となっています。

続きまして、55ページをごらんください。財政状況でございますが、俵津歯科診療所からご説明いたします。診療収入は721万7000円で、歳入決算額は1049万2000円になります。歳出決算額は450万3000円で、歳入歳出差し引き額は598万9000円であります。

続きまして、狩江診療についてご説明いたします。診療収入は1538万9000円、歳入決算額は1647万8000円になります。歳出決算額は3024万円で、歳入歳出差し引き額はマイナス1376万2000円であります。

続きまして、高山歯科診療所についてご説明いたします。診療収入は903万6000円、歳入決算額は924万2000円になります。歳出決算額は3894万9000円で、歳入歳出差引額はマイナス2970万7000円であります。

続きまして、惣川診療についてご説明いたします。診療収入は584万8000円で、歳入決算額は885万3000円になります。歳出決算額は1024万4000円で、歳入歳出差引額はマイナス139万1000円であります。

続きまして、土居診療所についてご説明いたします。診療収入は4029万4000円で、歳入決算額は4917万円になります。歳出決算額は7923万3000円で、歳入歳出差引額はマイナス3006万3000円あります。

続きまして、遊子川出張診療所についてご説明いたします。診療収入は278万3000円で、歳入決算額は516万9000円になります。歳出決算額は50万9000円で、歳入歳出差引額は466万円あります。

続きまして、二及診療所についてご説明いたし

ます。診療収入は3614万8000円で、歳入決算額は3782万4000円になります。歳出決算額は6952万4000円で、歳入歳出差引額はマイナス3170万円であります。

続きまして、周末診療についてご説明いたします。診療収入は3305万5000円で、歳入決算額は3431万7000円になります。歳出決算額は1975万円で、歳入歳出差引額は1456万7000円あります。

最後に、市民課の区分になりますが、これは各診療所における歳入歳出差引額をまとめた一般会計からの繰入金、いわゆる赤字補填額です。歳入決算額は8513万3000円になります。そのうち372万6000円は移動診療車購入に係るもので、次年度へ繰り越しいたします。

診療所勘定の合計は歳入2億5667万8000円、歳出2億5295万2000円で、歳入から歳出を差し引いた327万6000円が次年度への繰り越しとなります。

続きまして、56ページからの俵津歯科診療所運営事業ほか7件についての説明は省略させていただきます。

以上で、認定第1号平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について、市民課所管分と認定第4号平成29年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山本厚生分科会長

市民課松本課長の説明は終わりました。これより質疑を行いたいと思います。

質問はございませんか。

○中村敬治委員

県財政事情から県全体が国民健康保険統合されたのは30年度、ことしからですね。それで、不用額ということが、認定第1号の、この1番右のすみに不用額1億353万9000円となっておりますが、これは、どういうお金なんでしょうかね。この辺説明願ったらと思うんです。

○山本厚生分科会長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時22分）

○山本厚生分科会長

再開いたします。（再開 午前9時23分）

○野本市民係長

先ほどのご質問ですが、まず、不用額の1億300万のうちの990万円は翌年度に繰り越す金額になります。ですから約1億が翌年度に繰り越す

金額で、あと残りの300万については予算額と調定額との差になりますので、保険税とかが、その予算では、例えば3月補正で3億って入ってるんですけど、それ以上に収入があったりとか、それ以上に収入がなかったりする関係で、その差額が出てるような形になってます。

○中村敬治委員

わかりました。それではもう1件、この文章の事業の評価という中で、29年度は医療費において一定な減少が見られということが書かれてありますが、これはどういうことかなと。どういう理由で一定の減少が、大体医療費というのは1人当たりどんどんどんふえておるのが普通ですけど、普通というか、それもおかしいんでしょうけれども、一定の減少が見られたということについてはどういうことかなと思ひまして、その辺わかるようであれば説明願ったらと思います。

○松本市民課長

主な原因は糖尿病を初めとした生活習慣病にかかる医療費が減少したことで、財政安定化支援繰出金、いわゆる赤字補填分が減少したことです。

○中村敬治委員

いろいろ健診とかいろんな形での成果があらわれてきたかなということ非常にいいかなということで、これは減少するということが非常にね、長期的に見た場合どうなのかちょっとわからないんですけども、こういう傾向が続くということが1番望ましい話だとは思ひます。やはり市民の健康ということが1番大事なわけで、これだけの予算が使われているということはわかるんですけど、28年度と29年度で見ましても、かなり減額にはなっておりますが、依然として3億から4億のお金が一般財源から繰り入れされております。こういうことが果たしていいのかどうか、いろいろ議論はいつもわかれると思ひますが、西予市と同じような財政規模というか人口のところと比較して、こういう国民健康保険に加入されておる人がこういう受益者になってくると思ひますので、国民健康保険に入っていない人というのは何らかかわりのない、直接的にはですね、ことになってきます。こういうところで、億単位、3億、4億というお金が使われておるのが、類似市と比べて適正規模なのかどうかお伺ひしたいと思ひます。

○野本市民係長

繰入金の中の財政安定化支援繰出金、これが

いわゆる赤字補填額でこれが法定外繰り入れになります。それ以外については、法定内の繰り入れでありまして、これらはどこの市町にも同じように入っております。この赤字補填につきましては、今回西予市は2029万9000円で、このうち2000万っていうのが来年度基金積み立てするものでありまして、29年度決算においては、西予市は赤字はありませんでした。その関係で、西予市は今回は健全にできてるわけなんですけど、よその市町、近隣に確認しましたところ八幡浜、宇和島ともに今回は赤字になってないということでしたので、同じように下がっているのかなと。

○山本厚生分科会長

ほかに質疑はございませんか。

○菊池委員

今の健康保険特別会計事業勘定繰出事業の件についてお尋ねします。これは繰り出しは七つありますね、繰出金のさっき説明いただいたんですけど。その中で前年度より特に職員給与費等繰出金及び財政安定化支援事業繰出金、これが120%ほどふえとると思ひますよ、さっきの説明では。あとの分はこれ、説明にあるように高齢化の進展等で減ってるというのはようわかりましたけどこれふえてる理由を教えてください。

○松本市民課長

職員人件費については人事異動による職員の増減等によって人員がふえた場合には一般会計からの繰り出しがふえるいう形なんで、それも毎年の人事異動によって、職員の人数、職員の年齢構成によって変わってくると思ひます。

あと財政安定化支援事業繰出金は交付税算定ということで、実際の交付税の算定の基礎があると思ひますので、それも年によって変わりますんで、その数値により増減はいたしますんで、29年度は交付税がよくもらえたという形になります。

○菊池委員

わかりました。今の説明ではそしたら年々その状態によって変動するということですね。

○松本市民課長

そうです。

○菊池委員

わかりました。

○山本厚生分科会長

ほかに質疑はございませんか。

○源委員

認定第4号の特別会計ですけれども、保険給付費が決算で36億あって、療養諸費、当然保険料給付がほぼ占めるんですけれども、下げるとするか、これいただいた決算資料の中で見ると、一般被保険者に関しても97.8で対象被保険者制度変わりましたんで比較できないと思うんですけども。減らす努力というのが、例えば特定健康診断だったり、そのあたりになってくるかと思いますが、よく言われるいわゆるジェネリックの部分があると思うんですけれども、もし平成29年度決算において、国保会計で支給された医薬品のうち、ジェネリックの割合がわかったら教えていただければと思うんですが。

○野本市民係長

西予市は年2回、ジェネリックの差額通知を被保険者の方に実施しております。昨年の3月で69%ぐらいがジェネリックに切りかえていただいています。これは全医薬品ではなくてジェネリックがある医薬品に対しての切りかえ率になります。

○源委員

ありがとうございます。特に国保の場合、加入率というか加入される方が多いのがやっぱり60歳から75歳までの後期高齢者医療に入られる方で、分科会長もそうだと思いますが、特にお勤めされて退職された方が入られるケースが非常に多いかなというふうに思うんですけれども、例えば、さっきの特定健康診査を受ける際に、勤めの場合だと会社で健康診断あったりするけど退職したら当然自分でやらなきゃいけなくなってくると思うんですけれども、検診率がなかなか上がっていかないという話はあったかと思うんですけれども、どういった形で上げていったらいいのかなあというのはいつも思いながらいるんですけれども、例えば、年齢別にここが特に高いとか低いとかっていうことはあるのかどうか教えていただければと思います。

○松本市民課長

受診率が年々下がっているのは、特に原因としては当然病院にかかっている人が結構多いんで、病院で受診されてる形があってここ数年かなり下がってきているようなんで、原因としては、健診をしてなくて病院で行って事例がかなり多くなっているようです。

○山本厚生分科会長

ほかございませんか。

○山本厚生分科会長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第1号「平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本厚生分科会長

挙手全員によりまして、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第4号「平成29年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本厚生分科会長

挙手全員によりまして、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第2号「平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」理事者の説明を求めます。

○松本市民課長

それでは、認定第2号平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書及び主要な施策の成果報告に基づきご説明させていただきます。

まず、成果報告書(第1部)の46ページをごらんください。住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の状況でございます。

1 事業の目的と概要でございますが、この事業は昭和49年から平成8年まで地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき、国の住宅新築資金等貸付制度要綱により、地域における居住環境の整備を図るため、住宅の新築・改修及び住宅用地を取得する者に対し資金を貸し付けるものであります。平成9年からは貸付事業がなくなり、借受人に対して貸付資金の償還を求めております。貸付金の償還は半年賦を基本とし、借受人の実情により、月賦償還と償還しやすい環境をしております。しかし、景気の低迷で滞納者は宇和地区で27件、5419万9821円、野村地区で10件、3444万1054円となっております。なお、城川、三瓶地区では償還は完了しております。

この事業による貸付状況でございますが合計の

みご説明させていただきます。貸付件数317件、貸付金8億9546万3000円、30年度以降償還予定額83万2800円、平成29年度末累計償還計画額11億5875万2129円、平成29年度末累計償還済額10億7011万1254円、平成29年度末累計滞納額8864万875円となっています。

決算収支の状況についてご説明いたします。歳入決算額が269万5000円、歳出決算額が235万8000円です。歳入歳出差引額が33万7000円となっております。事業費235万8000円の財源内訳として、その他特定財源が98万7000円、一般財源が137万1000円となっております。

償還状況についてご説明いたします。この事業で317件、8億9546万3000円の貸し付けが行われ、居住環境の整備が図られました。平成29年度末の償還済元金は8億2018万8851円で、貸付金に対する償還率は91.6%となっております。なお、貸付金の償還状況は、借受人が償還しやすい環境を整え、償還を促進しております。

以上で、認定第2号平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村敬治委員

これはもう昭和49年から平成8年で終わっておりますよね。これだけの金額がまだ未納になっていると、こういうことで今後、どういうように取り組まれる予定なのでしょうかね、9割ぐらい償還されておるということで高いといえば高い気もするんですけども、そもそも事業そのものに対する国や県などの財政支援はどんなような率あったのか、補助率ですね、そういうところと合わせて今後の償還の見通しなどについてお尋ねいたします。

○森川人権対策室長

償還の状況なんですけど、借りられてから、かなり年数がたっておりまして、借りられた方が高齢化になる、中には死亡された方もおる、それとか保証人も高齢化、死亡とかもありまして、中には行方不明の方もおられると。今までもずっと督促とか催告とか償還いただけるように呼びかけて

通知を出してきてはいるんですけど、なかなかそういう状況がありまして、思うように償還されていない、回収されていないという状況で、今までの滞納が積み重なって今の滞納状況になっているという状況なんですけど。市としましては、還付資金等を借りて市としての公債としての返還をしていると、助成して返還はしているところなんですけど。

私ども特に国の今までの補助施策の事については即答しかねますのでその点はわかりかねるところであるという状況です。

○中村敬治委員

今のお話をお聞きしますと回収が極めて困難と、年数も経過しておると、平成9年で事業自体が終了しておる中で、20年以上たっておる中でなかなか償還が思うにままだらないということなんですが、通常お金を貸す場合は連帯保証人を何人かとするわけですけども、連帯保証人はなかったんですかね、何人とおられるんですかね。

○松本市民課長

2人です。当時の書類は土地、建物、当然抵当権を設定しているんですけど、なかなかそれを市ができてない状況ではあります。

○山本厚生分科会長

ほかに質疑はありませんか。

○源委員

20何年前に終わった事業で、各旧町が持たれた分を西予市に統合していった形なんで、各自自治体ほとんど同じ事業もたれてて、正直にっちもさっちもいかないというか、なかなかこれがなくなることはないだろうなというふうについて説明聞きながら思ってるんですけど、本来だったら国の事業として、同和対策事業でやられた分なんで、責任を持って国が方向性を示していただければいいんじゃないかというふうについていつも思っております。特に額が大きかった奈良県は県が各市町村が持たれた分取りまとめられて県で一括管理されるような事例もありますんで、そのあたりは本当は都道府県主体でやられるのが1番筋道としてはいいのではないかなと思います。実際回収するといっても、ほぼ不可能という状況が続いておりますし、本来だったら5年たったら、不納欠損なりで落とせばいいんだけどなかなかそれできないような状況で、これいつも住宅新築資金ってついちゃうんでちょっと誤解が生じやすいんですけ

れども、そのあたり本来でしたら愛媛県の市長会とか、町村会もしくは議長会等でこういう話しながら方向性できたらいいんではないかなあと思うんですが特に今そういった動きはないんですね。

○松本市民課長

同様の問題抱えてるのは県内市町あると思うんですけど、県内の自治体では協議会を設置して各自治体での回収事例や方策とかの情報共有をして今後そういう協議会で話を進めている感じで、今んとこそういう形で行っております。

○山本厚生分科会長

ほかに質疑はございませんか。

○菊池委員

今そういう意見あったんですけど、これ全く動いてなくてこれ見たら貸付状況で30年度以降の償還予定額入ってますね、83万2800円。これは宇和地区で、少しずつでも返してる人がいるという状態なんでしょうか。ここだけちょっと聞きたいんですけど。

○松本市民課長

償還自体はわずかずつかずいていって多少改善はされて、この83万8000円については、今後の償還、市で償還するんでかんぽ生命にお金を借りとるんで一応31年度で償還全て終わる形になります。ただ借受人に対しての償還はまだ終わってないという状況です。

○山本厚生分科会長

ほか質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○山本厚生分科会長

ないようですので以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第2号「平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本厚生分科会長

挙手全員によりまして、当分科会としては原案どおり認定することにいたしました。

続いて、認定第5号「平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」理事者の説明を求めます。

○松本市民課長

それでは、認定第5号平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、ご説明させていただきます。

まず、成果報告書(第1部)の60ページをごらんください。後期高齢者医療特別会計決算の状況でございます。I財政状況、1決算規模と決算収支、後期高齢者医療制度は、高齢者にかかる医療費を社会全体で支え病気やけがをしたときに誰もが安心して医療が受けることができるように、国の医療制度改革により従来の老人保健制度にかわり新たに75歳以上、一定の障がいのある人は65歳以上の方を対象として、平成20年4月から施行されております。各都道府県の全ての市町村が加入する広域連合が運営を行う独立した医療制度です。

財政状況ですが、平成29年度の歳入は6億3235万5000円、歳出は6億1528万2000円となります。差引額は1707万3000円で翌年度繰越金となります。この制度において保険料収入は、広域連合納付金として納入いたします。平成30年3月分と4月、5月出納整理期間中の保険料収入を広域連合へ納付しますが、保険料収入額の広域連合への報告が翌年度の報告となるため、保険料相当分が繰越金となるものです。

2歳入歳出決算の状況です。第1-1表、歳入被保険者の保険料が3億4987万5000円、繰入金2億5214万円のうち2億1228万5000円は、保険料軽減措置に伴う保険基盤安定分で、3985万5000円は事務費と愛媛県後期高齢者医療広域連合への共用経費分となっております。繰越金が1822万6000円で、諸収入1204万4000円は後期高齢者医療健康診査の受託収入が主なものです。歳入合計6億3235万5000円で、前年度対比1626万4000円の増加となっております。

次に歳出ですが、総務費は2344万6000円、後期高齢者医療広域連合納付金が5億7918万6000円で、歳出全体の94.1%を占めております。保健事業費は1084万2000円になります。歳出合計6億1528万2000円で、前年度対比1741万7000円の増加となっております。

3保険料の収納状況です。第1-2表、合計のみご説明させていただきます。調定額3億5106万310円、収納済額3億4987万5260円、収納未済額113万6350円、収納率は99.66%となっております。

す。Ⅱ被保険者数等、第2-1表と第2-2表、平成29年度末の被保険者数は9,226人で、前年度より148人減少しております。所得段階別の内訳ですが、低所得者Ⅱ3,446人、低所得者Ⅰ1,739人、一般3,877人、現役並み所得者164人となっております。

続いて、61ページをごらんください。医療費の状況、第3-1表、給付費平成29年度と前年度の増減の合計をご説明させていただきます。件数が2,862件の減少としておりますが、金額では815万5199円の増加となっております。第3-2表、支給費平成29年度と前年度の増減の合計をご説明させていただきます。件数は179件の減少、金額も243万6206円の減少となっております。第3-3表、医療費平成29年度前年度増減について1人当たりでご説明させていただきます。件数については、前年度と変更ありませんが、金額では1箇所当たり7万2268円と1,043円の増加となっております。

Ⅳ特定健診の受診状況、第4-1表、平成29年度の受診者数と受診率をご説明させていただきます。受診者数は1,281人、受診率は13.7%で、わずかではありますが減少しております。

以上で、認定第5号平成29年度正式後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○山本厚生分科会長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第5号「平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本厚生分科会長

挙手全員によりまして、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩いたします。(休憩 午前9時56分)

○山本厚生分科会長

再開いたします。(再開 午前9時56分)

○野本市民課係長

国民健康保険特別会計で最初に中村敬治議員がご質問いただきました予算現額と決算額、不用額が1億ぐらいあるが、これは何の不用額かというところのご質問なんです。最初の回答では、基金への積み立て、繰越金ということでしたんですが、これは繰出事業の決算額と予算額なので、結局は基金の積み立てではなくて、赤字補填額が当初は1億2,300万予想しとったんですけど、決算をしてみれば必要なかったの、その分が不用になったということになりますので、そのように修正させてください。

○山本厚生分科会長

暫時休憩いたします。(休憩 午前9時57分)

【環境衛生課】

○山本厚生分科会長

再開いたします。(再開 午前10時06分)

続きまして、環境衛生課所管分について、審査に入りたいと思います。環境衛生課所管分、認定第1号「平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」理事者の説明を求めます。

○佐々木環境衛生課長

それでは、認定第1号平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定についての環境衛生課所管分について、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業について、順次ご説明をさせていただきます。

それでは決算における主要な施策の成果報告書第2部、厚生分科会用の4ページ下段の可燃ごみ処理委託事業をごらんください。

可燃ごみ処理委託事業についてであります。この事業は、市全域から一般廃棄物として排出された燃えるごみを八幡浜市に焼却処分の委託を行っております。3年に一度、委託料金の見直しを行っており、平成29年度につきましては、トン当たり2万9810円の委託料となっております。委託金額につきましては、成果報告書に記載のとおりでございます。事業評価としては、平成28年度末で野村クリーンセンターの焼却処理が終了し、野村、城川町分を追加し、市全域の全量委託をしたこと、また国体開催等もあり、28年度の比較により6711万円の増となっております。可燃ごみの量を28年度と比較した場合でございますが、これにつきましては60トンの減量となっております。今後も市民の皆様のご理解とご協力をいただきなが

ら、ごみの分別・削減に努めてまいりたいと考えております。

以上で可燃ごみ処理委託事業の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○中村一雅委員

前年度に比べて大幅に増になった、野村クリーンセンターが終了したことからと、委託費用が2億2534万3000円29年度でかかっていると。議会の一般質問でもありましたけど、自前でつくったほうが安く済むんじゃないかという話、意見があるんだけど、これは委託料が幾らになったら自前みたいな、そういう目安とかが算定されます。

○佐々木環境衛生課長

6月の一般質問の中にも委託料の比較ということでございましたが、精細のごみの委託料は試算しておりません。国・県のごみ処理の広域化という計画の中で、こういう集約をしていくという状況でございます。ということから答弁の中では考えておりませんというような答弁をさせていただいてるところでございます。

○山本厚生分科会長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時10分）

○山本厚生分科会長

再開いたします。（再開 午前10時15分）

○中村一雅委員

6月の一般質問のときに、ごみの量を減らす努力を広報せよとかに載せて、周知徹底したいというような話があったかに思うんですけども、あれはその後どうなっていますかね。

○佐々木環境衛生課長

6月の一般質問でホームページの掲載が可能かというようなお話もございました。その中で、うちも資料を作成して、ホームページに載せる準備をしたんですが、環境委員からもホームページとかなんかで、やっぱり見える化っていうのをしてくださいというようなご意見もいただいている中で、準備をしたところなんですけど、災害の発生でその分が一時ストップしてしまい、本来であればもう載せておかないといけないところなんですけど、様式等で今トン数等は、表を作ってる状

況で、アップする方向で、今進めさせてもらってます。掲載がおくれたのは大変申しわけないと思っております。

○山本厚生分科会長

ほかに質疑はございませんか。

○菊池委員

このごみの問題は、市としての努力目標というのはごみの量を減らすということ、これ1番でされてると思うんですけど、今ホームページとか広報で分別、それから表がありますね、家庭に配ってくる、絵がついた、これ非常に見やすいと思うんですよ。今話の中に出とった環境委員、うちの地区にも環境委員なってもらって、長年ずっとやってもらうんですけども、非常に熱心なんですけどね。機会あるごと、と言っても大体総会のときに話をしてもらってこういうことを気を付けましょうとか、スイカの水を切りましょうと、干して、カチカチになったら出しましょうというようなことも、細かいことも言うてもらうんですけど、それは総会に来た人はいいんですけど、よく見てたら雑いところはあります。これ見とったら。もうちょっと、もう一工夫、やっぱり現場に行って、何かアクションするというかそういうことを取り入れてもらったら少し変わるんじゃないかなと思うんですよ。これ人数が足らんとか何とかあると思うんですけど、環境委員がやってもらうのもえんやけど、チームつくって少しずつ場所を決めて、指導というか、実際にごみ袋、こういう入れ方とかいう見本つくったりして、そういうの地道に、草の根運動やないけど、やっていったら大分変わってくると思います。多分、西予市はごみは少ないほうやいうの、県下でも、1、2位少ないと、きれいに分別されとるとかいうような聞きますけど、ひとつもう一工夫ぜひお願いしたいなというふうなこれ希望です。

○佐々木環境衛生課長

ご指摘のとおりで環境委員から分別の関係で、最近余りごみが減らせないというご意見をいただいております。どうしたらいいのかっていう、会の中でもご意見が出ました。そういった中で要は場所によってはできてないところもあるかもございませんが、基本的にある程度分別収集というのは浸透しているっていうところで、なかなかそれからごみを削減していくっていうところは本当水切りぐらいしか量を減らすっていうところはもうで

きないのかなということでお話をさせていただいております。明浜・三瓶が1人当たりのごみの出す量というのが多いんじゃないかというような環境委員からのご意見もありました。その辺どうなのかなっていうところはあるんですけど、私も明浜なんで、そのときには柑橘関係、どうしてもミカンを食べ、そういった分の生ごみっていうのが、量が多くなるのではないですかっていうような環境委員会では話をさしてもらってたんですけど。その辺も言われたようにスイカを乾燥させて出されるというようなところでミカンなんかもある程度乾燥させて出してもらおうとかっていうことになればそういった少しでも重量の削減につながるのではないかなって話はさしてもらったんですけど。そういったことで環境委員会の中でも、出前講座から、いろいろお話があればうちからも出向いて、ご説明には参りますというお話もしています。そういった中で、また対応をさしてもらったと思います。

○山本厚生分科会長

ほか質問ございませんか。

○中村敬治委員

西予市は冊子にもありますように非常に細かく分別をして回収されて、できるだけ再資源化を図るということと、こういうごみを減らすということはもう限界に近いところまできておるということで今までの努力に敬意を表するわけですが、私も田舎に住んでおりますので、畑などありますから、ああいう生ごみの肥料、堆肥化ということについてももっと、町場に住んでおられる方はちょっと無理かと思えますけれども、ミカンの皮の話も出ましたように、再資源化を図って肥料として活用すると非常に一石二鳥も三鳥もなるわけですので、その辺もっともっと頑張っていたきたいなという気がしておるところです。

そしてまたもう一つ質問ですが、28から30年度が2万9810円、トン当たりとなっておりますが、もう30年度も半分過ぎます。来年度からの3年間はもう決まっておるのかどうか。決まっておるのであればその金額が教えてもらいたいということ、そして、今入れておる炉を入れる時分に相当高くなったわけですが、金額は、トン当たりの焼却費が、炉というのは先ほど言いましたように物ですから対応年数があって、また10年ほどすると大幅な改修をせないかんというようなこと

につながっておると思うんですが、これは、炉はどのぐらいもつような物を入れておられるのかなという、将来またポンとトン当たり5万円ほどになるとかいうような形になってくるのかなという気がするわけですが、それがいつごろ見込みになっておるのか。そういう対応年数の物もありますし、また一方この八幡浜の双岩で焼却しておりますけど、聞くところによると、かなり迷惑料が双岩地区では、莫大なお金が入って、それがうわさですよ、そういうようなことを聞いておるわけです。それで、地域改善とか地域の環境改善にも使いかねるぐらいのお金が、有り余っておると言うたら失礼ですけど、かなりのお金が蓄えられておるといような話も聞き及んでおりますので、その辺迷惑料などについて、把握されておるものがあれば、協力費と言っていいと思えますけれども、そういうものがあるとすれば、全体の予算の中で毎年度、若山地区ですか、あの辺にどのぐらい、双岩地区にそういう迷惑料など、皆さんそれは確かに火葬場とか汚物処理場とかいろんなものを、一般に言われる嫌気施設が来ると、それは当然のことではあろうと思えますけれども、やはりおのずとそこには限度額というものもあると思いますので、環境対策は十分した施設ではあっても、そういう車が通るといことも含めまして、迷惑料、協力費などがわかればお願いできたらと思います。

○佐々木環境衛生課長

31年度からの3年間の試算はいただいております。予定の試算額としてはトン当たり2万5602円という数字が出ております。これは先ほども言いましたように均等割とか人口割とかごみの量の過去の28から30年の実績とか見込み等で試算をしてはじいている数字でございます。

あと炉の対応年数的なところは私も知る限りのところですが、15年から20年という話は聞いております。そこでまた延命措置等が多分やられるので、それからまた何年使えるかということになると思います。

あと地元への還元分としましては、29年度の試算表の中では3300万ということで還元分としては計上をされております。

○中村敬治委員

地元の協力費というのが年間3300万という、ちょっと個人的に見ると非常に大きな額なわけですが

が、これが多分双岩地区の中へ総括されて、そしてまたそのかわりの度合いに応じてそれぞれ地区で分配されておるのかなという気はするわけですが、その辺、年間3300万というところが恒常的にあそこで焼却場が稼働している間は多分3300万が減額されるということはなかなか難しいと思うんですけれども、これらが、今後も続くということになれば、何となく違和感があるのは、私だけじゃないと思うんですけれども、これ、ある程度最初は設置するに当たって、西予市から近隣市町村から持ち込むということで、相当抵抗があったのでそういう額が決まったのかなという気がするわけですが、地域の周辺環境整備というものがあ程度整った段階では、減額するというような方向での働きかけというの必要なのかなという気がしておるわけですが、この辺については西予市さんどのようにお考えでしょうか。

○佐々木環境衛生課長

地元還元分ということで3300万、これは八幡浜とうちと伊方町、2市1町でこの額をみてるってところで、この中については地区内の道路の維持管理とか、その辺に充ててるってところで、実際地元で幾ら入っているとはみてないんですけど、そういったハード面の整備に充ててるってような、そういうところもあるのかなってところもありますので、それでご意見があったということで、また八幡浜市、伊方町と協議をしながら、何とかできないかっていう話はさせていただいたらと思います。

○中村一雅委員

委員長に関連はいかんとわれとるんですけど、生ごみの削減ということで、コンポスト補助金出して、西予市としては奨励しているということだと思うんですが、現状がわかる範囲で教えていただいたら。

○佐々木環境衛生課長

生ごみ処理機設置の補助事業がございます。29年度の実績としましては、電気式のごみ処理機が9基、コンポストが15基補助をしております。

○山本厚生分科会長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時30分）

○山本厚生分科会長

再開いたします。（再開 午前10時30分）

○佐々木環境衛生課長

電気式ごみの処理機につきましては、5年間に1基、補助率としては2分の1以内で2万円が限度となっております。コンポストにつきましては、3年間に2基、補助率が2分の1以内で3,000円が限度となっております。このほかに29年度は申請がございませんでしたが、手動式のごみ処理機、5年間に2基、補助率が2分の1以内で5,000円が限度、ボカシ用のバケツが3年間に2基、補助率が2分の1以内で1,000円ということで、四つが補助対象となっております。今までの累計につきましては、後で資料を提出させていただきますらと思います。

○井関副分科会長

ごみの量を減らすということをお願いというか、教えてもらいたいところがあるんですが、私の近所でも庭の剪定をしたり草引きをしたものを現状はそのまま庭で焼くことがいけないということで、野焼きができないということで、全部生ごみに出されている方が多いんで、今言われたように積んどって堆肥化すればいいんでしょうけど、なかなかそれが見場が悪いということで、そのまま出している方が多いんですけども。その辺、剪定した木とか草とかでも燃やすことは許されないんでしょうか。

○大塚環境衛生課長補佐

今言われました自然の木や草とかは燃やしても野焼きには当たらないというか、対象にはならないんですが、近所に家とかがある場合、そういったことには十分配慮していただいて、量とか時間帯とかを考えて、もちろん火事とかも気をつけていただいて、焼却していただいたらと思います。ただほかごみを混ぜてしまったら野焼きに当たりますので、それに例えば紙を混ぜるとかビニールとかしたらそれは野焼きに当たります。

○佐々木環境衛生課長

今大塚補佐から説明ありましたが、近所から苦情関係が出るとやっばうちも対応せざるをえないってところもありますので、その辺は十分に気をつけていただいたらと思います。

○山本厚生分科会長

ほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○山本厚生分科会長

可燃ごみ処理委託事業について質疑は終了し次の項目に移りたいと思います。

次の項目について、理事者の説明を求めます。

○佐々木環境衛生課長

それでは次、5ページの上段になります。城川清掃センター管理運営事業をごらんください。城川清掃センター管理運営事業については、市全域から排出されたペットボトル、容器包装プラスチック等の選別・圧縮の中間処理作業とその他プラスチックの破碎処理を行うとともに、城川地区内の粗大ごみの回収拠点として運営しております。費用につきましては、その管理運営に対する経費でございます。

事業評価としましては、平成27年、28年に機械類の更新を行うとともに、28年度末で西部衛生センターの処理を終了したことにより、平成29年度から城川清掃センターで処理を実施しております。リサイクル率は平成28年度23.8%となっております。今後もリサイクル率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で城川清掃センター管理運営事業の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(委員長交代)

○山本委員

城川町でペットボトル集めておると思うんですけど、その量の推移はわかりますか。ペットボトル集めんでも燃やしたほうが安くつくんじゃないかといううわさも聞いたことはあるんですが、そのような試算はされておられますか。佐藤議員も6月の質問でされておりましたが、その辺わかりますか。

○佐々木環境衛生課長

ペットボトルにつきましては平成29年度で82.76トンの処理をしております。平成17年から記録はとっておりますが平成17年で71.28トン、18年が75.12、19年が81、20年が67.77、21が73というようなぐらいで大体75から80の間ぐらいで推移している状況でございます。

可燃で燃やしたほうがいいんじゃないかというようなご質問がございましたが、6月の議会でも答弁はさせていただいておりますが、当然ペットボトルとリサイクルができるものはリサイクルを

すると、実際トンで燃やすほうが安くなるかもわかりませんがその辺の試算は行っておりませんが、やっぱり今国でも、リサイクルできるものはやるよというようなことは、この間リサイクル率を60%まで上げるというような記事も出ております。そういったことから、リサイクルできるものはリサイクルに回すと。当然費用面、リサイクルに係るとどうしても手がかかるので、費用はかかるようになるかもございませぬが、そういう全て埋め立てに今度燃やして、ごみをまた埋め立てに燃やすということになりますと、また処分場の量も今度だんだん足りなくなってるっていうことで、こういうリサイクルをとというのを国も推進してますので、そういったことからリサイクルで処理を行いたいと考えております。

(委員長交代)

○山本厚生分科会長

ほか質疑はございませんか。

○井関副分科会長

29年度の事業費は出とるんですが、28年度は圧縮機が入ったということで比較にならないと思うんですが、実際の処理費用としての増減っていうのは、どういうふうな形になってるのでしょうか。

○佐々木環境衛生課長

処理費自体は嘱託職員3名と臨時職員が4名、雇い上げをしており、その方の人件費が1200万程度人件費かかっておりますのでほとんどの経費が人件費を充ててるっていうところで推移している状況です。先ほど言われましたように昨年度は機械の購入がありましたんで、その分で金額が上がってるというような状況でございます。

○山本厚生分科会長

ほか質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○山本厚生分科会長

質疑がないようですので次の認定事業に移りたいと思います。

西予市衛生センター管理運営事業についての説明を求めます。

○佐々木環境衛生課長

5ページの下段になります。西予市衛生センター管理運営事業をごらんください。西予市衛生センター管理運営事業でございますが、市内全域から排出される一般廃棄物のうち、し尿及び浄化槽汚泥及び農業集落排水施設汚泥の一部を処理する

ために、平成29年度から稼働を始めております。その管理運営に伴う経費でございます。29年度の年間処理トン数は1万4406トンでございます。事業評価としましては、この施設においては、自動制御により365日、24時間連続で運転データを記録し管理をしております。処理工程で発生する汚泥につきましては助燃剤化し、再資源化を図っております。運転管理業務として平成29年度から31年度の3箇年は、契約によって建設工事設計者が行うこととしております。32年度以降、この運営関係の業務をどうするか、今後業務の包括化を含めて維持管理業務の形態を検討したいと考えております。

以上で西予市衛生センター管理運営事業の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○中村敬治委員

事業の評価の中で、3年間は建設工事設計業者が行うということで、これ多分クボタ何とかというて聞いたんですけど、そこが正式なところはどこなのかと、それで今後、そのあとは検討するという話であったわけですが、その点まずどこが管理委託を受けておるのか。そしてその委託契約の契約金が年間幾らなのか、どこなのかということがまず第一点。

それからもう一つは、処理したものが、助燃剤として利活用されているような形になっておりますが、実際のところ本当に有効活用されているのかどうか、どこへ持って行って、逆にお金をかけて処分しているんじゃないかなという気もするわけですけども、本当に再資源化されて、有効活用されているのかどうか。その辺まず汚泥の問題ですね。

そしてもう一つ、一遍に三つ聞きますけど、事業内容の中で、農業集落排水施設の汚泥の一部もと書いてあるんですけど。集落排水の汚泥の一部というのはどういう意味なのかなと。各家庭でのし尿とか浄化槽汚泥というのはわかるんですけど、農業集落排水施設の汚泥の一部というのはどういう意味なのかなと、そこんところを説明願ったらと思います。

○佐々木環境衛生課長

こちらの管理運営を委託してる業者でございますが、クボタ環境サービス株式会社に委託をしております。4名の社員が常駐し、管理を行っていただいておりますが、月額284万400円、年間で3408万4800円を委託料として支出しております。

あと助燃剤はオオノ開発へ持ち込みをして、可燃の助燃剤として活用しております。こちらについては当然委託料が発生しております。

あと農業集落排水の一部につきましては、宇和町の2箇所の分と野村町1箇所の分の汚泥を入れているというところでございます。

○中村敬治委員

助燃剤として販売して、収益につながるのかなというような気はしたんですけど、そういうような形でなくて、助燃剤という意味が、一般的に私がイメージするとどっかで燃やすと、それに有効活用される、そうすると何か売却益が発生するのかなと当初思っておったんですけど、どうもそうではない、処分料まで払って、オオノ開発に、じゃあオオノ開発はそれをどのように、助燃剤という形で活用されているのかなという疑問がわいてきたんですけどもその辺いかがでしょうか。

○大塚環境衛生課長補佐

助燃剤につきましては、環境省のメニュー、こういった汚泥再生処理センターを建設するためのメニュー、で助燃剤というのが資源化施設の中にあります。この助燃剤というのは、全国的に汚泥を脱水して絞ったもの、脱水した汚泥なんですけど、これを助燃剤と言っております。助燃剤については、全国の自治体については、焼却施設を持たれている自治体は自分の焼却施設に入れたりとか、そういう形で。当市のように焼却施設がないところについては民間のそういった事業者にお問い合わせをしているということなんですけど、これで持っていった焼却施設の焼却燃料が削減されて、二酸化炭素発生量が減るということで、環境的には助燃剤というのはそういうリサイクルの一環として、資源化として認められていると、環境省が推奨しているというような形になっております。そういうことで処理費も通常のものよりは安く処理をしていただいております。

○中村敬治委員

一般的な理解とは環境省の取り扱いがそうなおるということであれば、それで、いいのかな

という気がしておるわけですが、衛生センターそのものは、あそこにはそんなに住宅地が隣接しとるわけじゃないんで適地に立地しておると思うんですが、ただ肱川というか宇和川へ処理した水が流れて、排水は当然されておるわけですが、排水基準は当然肱川の水質環境基準にはおうてはおると思うんですが、実際肱川の水質環境基準に対して、実際放流しておる放流水がどの程度の水質になったものを放流しているのか、その比較したようなものはありますか。

○佐々木環境衛生課長

放流水の試験は毎月1回行っております。その数値ですがPH、BOD、COD、浮遊物質量、塩素イオン、大腸菌、TN、TPということで、検査項目を実施しております。PHにつきましては、水質汚濁防止法の基準を適応しておりますので、これが5.8から8.6の数字が1年間の平均値で7.7、BODにつきましては廃掃法ですが、20以下が1未満、CODにつきましては、120以下が3.13、浮遊物質量につきましては150以下が1.25、大腸菌数につきましては、3,000以下が100未満、TNにつきましては60以下が3.5、TPにつきましては、8以下が0.03。以上のような結果になっております。この分の数字につきましては西予市のホームページにも計上しておりますので、またそちらをごらんいただければと思います。

○井関副分科会長

助燃剤に戻るんですけども、助燃剤のトン当たりの費用がどのぐらいかかるとるのかなというところとそれからその費用が多くかかっているのであれば、一般質問の中で宇都宮俊文議員が言われとったと思うんですけども、この固形燃料の部分をエコセンターが野村・城川にあるわけなんです、そちらで堆肥化で処分すれば安く上がるんじゃないかなというような気がするんですがその辺の検討はどういうふうにされてますか。

○大塚環境衛生課長補佐

最初の質問の処分費の金額でございますが、1トン当たり1万8000円、税別で、処理費用がかかっております。エコセンターのことは汚泥再生処理センターをつくるときに、堆肥化の検討もしたわけなんです、そのときに、エコセンター自体もその当時、そこも検討したときにも、ある程度堆肥が市場に流通するのはある程度だぶついてい

るというようなところもあったので、堆肥化というよりは助燃材化にこの衛生センターは資源化をそのような形に決定したという経緯がございます。

○井関副分科会長

東宇和の中も家畜の頭数も大分減ってきて糞尿の量も減ってきているのが今の現状だと思いますので今後、金額を下げていくためにはまたそちらの検討も継続実施して行っていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○山本厚生分科会長

ほかございませんか。

○竹崎委員

先ほどの質問と一部ダブるんですが、全自動化されている、自動制御されておると、運転データを自動で云々と、クボタ環境サービスですか、4名が常駐し、きちんと対応していると。これはよくわかりました。管理は適正だと思うんですが、中村議員も質問をされましたが一部かぶります。念のための報告をいただくだけでなく、念のためのチェックは具体的にかかわっておられるのかどうか。

それから、今までに、完成してまだ年月は経ってはいませんが、特段、これはといったことは全くなかったのか。要は住民への環境破壊ということはどうしたて気になります。この問題は、古く言えば水俣病のときの窒素の工場の廃液、それ自体そのものの量は大きしたことないんです。それが積み重なって積み重なって最終的に大変なことになってるわけです。でするのでその辺のところ、特段配慮はしていく必要があるのでは、その監視という面で、業者を信頼しないということではありません、西予市としての管理はどのようにされているかということをお聞きしたいと思います。

○佐々木環境衛生課長

管理の関係ですが、衛生センターの施設長として、今大塚補佐が入っております。あと嘱託職員として1名雇い入れをしております。その中で当然施設内のそういったデータの確認とかは行っております、月に1回は県に全て検査データを報告をしているというところで今のところそういった問題は発生していないというところでございましたが、前回の災害の大雨豪雨の時に、衛生センターも水位がかなり上がってその辺が心配があったんですが、あと多分50センチかぐらいで実際あ

っこも地下施設があるんで、そこは浸からなかったあれだったんですが、現場では、その辺も心配をしとったんで、今後その辺も検討をする必要があるのかなっていうふうな考えがございます。

○竹崎委員

豪雨災害の時のことがちょっと気になったんです。あまり高くない位置にありますから、心配をしたいことがストレートに聞いてもよかったんですが、これで安心しました。今後とも安心・安全ということを視点において、見守り続けていただきたいと思います。

○山本厚生分科会長

ほかございませんでしょうか。

○中村敬治委員

一般財源から7500万ほど繰り入れておるわけですが、7500万という金額を減額するために、このし尿とか、浄化槽の汚泥とかあるいは農業集落排水の汚泥の一部とかの受け入れ料金などは、どういうようにして決めて、現在、どんな実態なのか。これを上げれば一般財源は当然減らすことはできると思いますが、当然受益者負担として、そういう、し尿とか浄化槽の汚泥そういうものについて、周辺市町村と比べて高いのか安いのか。その辺もちょっと私らわからんのですけれども。そういうところは、どうなってるのかなと思ひまして、よろしくをお願いします。

○大塚環境衛生課長補佐

今言われたのが恐らく施設使用料のことだと思いますが、施設使用料については、近隣の市町と比較したときに、西予市が高いか安いかわかることになると、高いという形ではなると思ひます。一応18リットル20円という金額で施設使用料をやっています。愛媛県内の市町の中では、無料のところもございます。宇和島市はたしか18リッター4円だったと思ひますので、そこら辺は今後も少しずつは施設使用料も下げてはきておりますので、そこら辺は今後の検討ということで考えていきたいと思ひております。

○中村敬治委員

18リットル20円は本当よそと比べるとべらぼうに高いという、無料のところもあるということであれば、相当高いのかな。今後これ逆に言えば値下げをしなければ、値上げどころか値下げをしなければいけないのかなという気はしたところがございます。先ほど災害の話もされましたけど

ようどあそこ西川と岩瀬川、赤滝川それぞれが合流したとこの下流というか、あつこが1番危ない、学校給食センターも非常に危ないところへ立つとるわけですがけれども、非常に今回の災害を受けて、早急に検討していただきたいなど。地下施設は莫大なお金をかかって設置されておると思ひますので、一旦いろんなモーターとか電気系統が冠水しますと、バッテリーアウトというようなことになりますので、そうすると市民の方にそれこそ大きな迷惑をかけるということになりますから、やはり、いろんな対策、特に大洲にあった寿電気のようなお金がかかっても防水壁をつくるとか、何らかのそういう非常時対策をできるだけ安く済むようにして対策を講じてないと、災害が起こってから、しまったというのが野村の学校給食センターの話ですので、そういう教訓を生かして、個人の住宅は、これは個人で財産を守らないかんのですけれども、皆さんの税金でつくった公の施設を守るのは市役所の責任になりますのでしっかりとその辺取り組んでいただきたいと思ひております。よろしくをお願いします。

○山本厚生分科会長

そしたら時間がずっと過ぎとりますので、次の項目に移りたいと思ひます。説明を求めます。

○佐々木環境衛生課長

次、6ページの上段になります。汚泥再生処理施設整備事業をごらんください。汚泥再生処理施設整備事業でございますが、これは西予市衛生センターの建設前の事業ということで、こちらを事業として上げております。平成24年度から基本計画を策定しまして、25年度に生活環境影響調査、25、26に施設設備に係る工事発注支援、26年度から用地取得、造成設計工事をして、29年4月25日に完成検査を行い、施設としては完成をしております。実質のところは4月1日から稼働ということで動いております。

29年度の決算としましては、28年度からの繰越事業としまして、進入道路の防護柵等の設置工事1183万6000円、西予市衛生センター建設事業とございますが、これはどんぶり館と施設をつなぐ橋梁工事の関係で、これが県土木との協議等により遅れたということで、事故繰越として1億3000万、計1億4183万6000円が決算となっております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願

いたします。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。質疑があれば受けたいと思います。

質疑はありますか。

○中村敬治委員

去年、衛生センター落成式に皆さん招待があったんで私もその1人としていきましたけれども、そのときに赤滝川にかかる橋梁ができてないというのは私も見ました。やはりこういう自分のところで夜討ち朝駆けで頑張ればできることと、よそ様の土地を占用手続をとってやらないかんといいことは最初からわかっておるわけですので、ここで事業評価の上から2行目にもありますように、しっかりとこういう相手のある、かかわる事業については、早くから接触して協議をしてどこに問題があるかということを見きわめながら早く手を打っていかないと、後から気がつくなんてやらでね、ここ一見すると川には違いないんですが、赤滝川ですけれども、あわせて砂防河川の赤滝川にも指定されておる、告示しておりますので、河川プラス砂防の余裕高というのが当然いるわけですので、そういうところで多分つまづいたんかなという、私は想像ですけれども、そこらが抜かっとなったんかなと。それか、そういうこともあって非常に土木の管理係の対応が非常に俗人的な言い方をしますとそういう土木の担当者が非常に不親切やったのかなという気もせんでもないんですけども。

○山本厚生分科会長

中村委員申しわけないですが端的に質問をお願いします。

○中村敬治委員

ですからこういう手続があるものについては、管理職がしっかりと見きわめながら、こういうことのないように開所式に間に合わないというようなことのないように、しっかりと目を光らせて、期限までには手続を完了させ工事も完了できるというような、厳しいというか、そういう目配り気配りをぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○佐々木環境衛生課長

ご指摘を受けたところはおもったもの話でございますので、今後は極力、そういった繰越事業もないように、どうしてもできないところはご容赦

願わないといけないところもございまして、極力そういうことのないように努めていきたいと思っております。

○山本厚生分科会長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時05分）

○山本厚生分科会長

再開いたします。（再開 午前11時06分）

ほか質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○山本厚生分科会長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

認定第1号「平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、環境衛生課所管分を認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○山本厚生分科会長

挙手全員により当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時06分）

【健康づくり推進課】

○山本厚生分科会長

再開いたします。（再開 午前11時15分）

それでは、続きまして、健康づくり推進課所管分、認定第1号「平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の審査を行いたいと思っております。

理事者の説明を求めます。

○沖村健康づくり推進課長

それでは、認定第1号平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定についての健康づくり推進課所管分について、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業について順にご説明をさせていただきます。

最初に、主要な施策の成果報告書6ページの下段、特定不妊治療助成事業をごらんください。この特定不妊治療助成事業は、少子化対策の一環として、平成28年度から開始した事業でございます。不妊治療には人工授精等の一般不妊治療を初め、体外受精、顕微授精等の特定不妊治療があります。このうち特定不妊治療は高額な治療費がかかることから、妊娠を望むご夫婦が経済的負担を理由に十分な治療を受けられずにいる状況があります。

この事業の目的は、県からの助成に加え、本市がさらに助成を行うことで特定不妊治療を受けやすい環境をつくっていくことであります。助成金額につきましては初回の治療に限り10万円まで、その後の治療1回につき5万円までを上限としておりますけれども、治療の種類によっては、2万5000円までになる場合もあります。本市からの助成額は、いずれも県からの助成額を引いた額で治療費の範囲内としております。平成29年度の申請件数は、延べ件数で14件、実数では9人、助成金の総額は77万8000円でございます。実績は、昨年度を下回っておりますが、中には複数回にわたり治療を続けられる方もいることから、今後も治療を希望される方々には、正確な情報を提供し、まずは本事業への理解を深めてもらうことで、妊娠を諦めない方々がふえていくように事業展開に努めてまいります。ちなみに29年度の申請者数、実人数9人のうち、妊娠届け出があったのは4人でした。

ここで少し修正について説明をさせていただきたいんですけれども、昨年のこの審査会の中の質問で、成功率は幾らかという質問がありました。先般、その回答として、実人数10人中7人というお答えをしたんですけれども、年度をまたいで複数回の治療を行う場合に、最初の年度でそれとりますと、少しずつが生じてまいりますので、妊娠届け出た1番近い年度を、1番近い治療をした年度の計上でさせていただいたらと思っております。したがって、この10人中7人を10人中6人に変更させていただけたらと思っております。

なお、100万619円の不用額が発生しておりますが、80万円の減額補正をしたものの当初見込みより申請者が少なかったことが理由であります。この事業は年度末まで申請受付が続くためにこのようなこととなります。申請者については助成対応ができておりますので、住民サービスへの影響はなかったと考えているところです。

以上で、特定不妊治療助成事業の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○源委員

この事業は平成28年度に始まって、去年、2箇年終わってことし3年目に入ってると思います。毎年予算額でいうと大体240万前後組まれて、たしかにそれが満予算全て使い切るっていうことはなかなか、この経過見るとあれかなというふうに思うんですけど、今後望まれる方っていうか、愛媛県が、国がやってる特定不妊の助成があった上に西予市の場合は独自で上乘せするのがこの制度なんで、予算とかじゃなくて子育てするなら西予という旗印もありますし、ぜひこの事業については継続して行っていただきたいというふうに思っております。

これ質問じゃなくて、要望になりますますがよろしくお願いたします。

○竹崎委員

先ほどの説明で2年間で6人の成功例あったと、すばらしいことだと思います。平均して1人いくらかかったのか。補助とは違った面でそこは調査されているかどうか。補助額が、1人当たりに対して何%程度になつとるのか、それがある程度ふやされなかったら、利用してもあんまり意味ないなということに下手したらなってしまう。ですので可能な限りここは西予市の将来にかかわることなので、可能な範囲でふやしたい。そこをまずお聞きしたい。

2点目、これは病院は県内のみと指定されているのか、それとも県の内外を問わず不妊治療に行った場合、全て認めているのか、そこもお聞きしたい。

○沖村健康づくり推進課長

ただいまご質問のありましたどのぐらいの負担がかかっているかということにつきましては、平均的な数字は手元にございませぬけれども、例えば、29年度ですと負担額が高い方で94万円近く、低い方でも50万近くの金額になっているところです。

○三瀬健康づくり推進課保健師長

県で指定してる8施設ということで指定されてまして、西予市も県内ということで指定しておりますので、定期的に長期間早く通わなければいけないので、里帰りでも県外に行かれる方だったらありかもしれませんけど、ほぼほぼ申請される方は、市内の医療機関を利用されておりますので、今のところ県外はちょっと考えたことはないんですけれども。今現在実施しているのは県内指定と

いうことです。

○山本厚生分科会長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時23分）

○山本厚生分科会長

再開いたします。（再開 午前11時26分）

○沖村健康づくり推進課長

先ほどの訂正をさせていただきたいと思えます。県の資料によりますと、県の対象となる治療として、指定医療機関については、都道府県知事、政令指定都市及び中核市の市長が指定した医療機関で、県外の医療機関でも、その県の知事等が指定していれば助成の対象となるという項目がございますので、これは県外で受けても対象になるというふうに考えております。

○山本厚生分科会長

ほか質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○山本厚生分科会長

ないようですので次の項目に移りたいと思えます。次の温泉巡回バス事業についての理事者の説明を求めます。

○沖村健康づくり推進課長

続きまして、7ページ上段、温泉巡回バス事業をごらんください。この事業は、西予市内4箇所の温泉施設を無料バスで巡回し、利用者の健康増進や介護予防を図り、市民の健康づくりと温浴施設の利便性を高めることを目的としております。バスの運行は、バスの適正な管理及び常時運転手が確保できる市内業者に委託をし、運行については月曜、水曜、第1・第3・第5木曜、金曜日で、曜日によって五つの巡回コースを設定しているところでございます。この事業でみずからの交通手段を持たない方々が、市内各地からそれぞれの温泉施設を利用することができ、健康福祉面の効果があると考えております。平成29年度の年間利用者数は3,561人で、前年より165人減となっておりますが、例年3,700人前後で推移しており、1日当たりの乗車人数も29年度は19.6人で、乗車目標の20人に近い数字を確保しております。バスの老朽化など、今後の維持費の増加は課題ではありますが、市民の健康増進や介護予防、温浴施設の利用を高めるため、引き続き、必要な事業と考えております。

以上で、温泉巡回バス事業の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

○竹崎委員

現在、豪雨災害で3箇所が利用不可となっている現状だと思います。ですが、私どもの地域の人に聞いても結構人気があるので、ぜひ早めに復活してほしいという要望が実際出ています。ところが、いろんな意味で、先般、個人的にお願いしたと思うんですけども、三瓶町の場合だけで恐縮なんですけど877人という数字が出てます。出ている数字の北地区、南地区、東地区の実際の利用者数、東地区の中でも、旧総合支所の付近の人とそれぞれ朝立地区のずっと奥まった地域の人との、そこが実は知りたかったわけです。そして、近所の方がどうしても遠いと、車をもう乗り捨てたので、やめたので、高齢で、ですから、旧総合支所等までとても歩き、何て言うんですか、非常に不便であると。なので、支所へバスが回るようにできないものかという要請があったわけです。それをこの間お願いしましたところ、既に解決していただいたということですので、この場合はお礼方々にはなるんですけども、要は、東地区の中でも、朝立の奥まったほうの利用者数が実際知りたいわけです。それで、より啓発していったほうがいいなという思いもあったので、質問にはなりにくいんですが、もしわかる範囲であるようなら教えていただきたい。

○沖村健康づくり推進課長

ただいまの各停留所からの乗車人数と思えますけれども、こちらの手持ちで停留所ごとの資料はございますが、今手持ちにありませんので、また改めて回答させていただけないかと思うんですが。

○竹崎委員

それで結構です。要は、東地区の困った人たちにとっても、支所になりましたよっていうのをマイク放送していただいたんです、実は。ですがご存じない方は結構あんまりマイク放送も伝わってないんですよ。ですので、より啓発の目的もあって、そこを実人数はこんだけしかない、ただ支所になったので、もう少し温泉が復活したらですよ。利用できやすくなりましたよっていうことを言ってあげたいがためのお願いです。

○山本厚生分科会長

ほかに質疑はございますか。
(「なし」と呼ぶものあり)

○山本厚生分科会長

ないようですので、それでは次の項目、がん検診等事業についての認定に移りたいと思います。

がん検診等事業についての理事者の説明を求めます。

○沖村健康づくり推進課長

続きまして、7ページ下段、がん検診等(骨粗しょう症を含む)事業をごらんください。この事業は、希望者のがん検診等を行い、疾病の早期発見、早期治療により死亡率を減少させること。また、要介護状態になることを予防していくものがあります。

検診の種類は、肺がん、胃がん、大腸がん、腹部超音波、子宮頸がん、乳がん、前立腺、骨粗しょう症、肝炎ウイルス等です。平成21年度から子宮・乳がん検診等女性特有のがん検診事業を始めるなど内容を充実させており、検診受診率を高めるために、対象となる年齢者にはクーポン券を配布し、自己負担を無料とする措置を行っているところです。その他のがん検診においても自己負担は検診料金の約3分の1として、経済的負担の軽減を図っております。また、各検診の受診率の向上の工夫として、対象者の利便性に配慮し、1日で全部の検診が受診できる総合検診、女性限定のレディース検診や日曜検診を引き続き実施いたしました。検診結果は、個人に郵送し、健康管理システムでデータ管理を行い、要精密検査の方には電話等で受診勧奨等の支援を行っております。がん検診受診率は、平成29年度で20.3%、前年度と比較しますと4.7%下がっております。精密検査受診率は91.5%で、前年より1.5%上回っております。これは、先ほどの電話等での受診勧奨の効果のあらわれだろうというふうに考えております。なお、188万604円の不用額が発生しておりますけれども、3月補正で80万円の減額補正はしたものの、当初の計画より検診受診者が少なかったためです。希望者への検診は確実にできており、住民への影響はありませんが、受診率向上に向けた啓発、受診勧奨の方法などについて、今後も工夫を重ねてまいりたいと思っております。

以上で、がん検診事業の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

質疑はございますか。

○中村敬治委員

がん検診、私も毎年実施しておるわけですが、行きますとことしもJ Aから来られておりました。この検診委託先、ほかにも総合保健協会とかいろいろ委託先あるんじゃないかと思いますが、どういう手続をふんで、これ何年間かを決めてやっておられるのか、毎年委託先を、入札とかそういう形式でやられておるのか、どういう形式でJ Aになっているのか、何年間J Aがやるのか、その辺。そして委託料なんかがどうなっているのか。そういうところをちょっと私毎年受診しとるものですから、気になったところですのでまずそこからお尋ねいたします。

○沖村健康づくり推進課長

まずこの検診委託機関については、現在、厚生連と総合保健協会、そして西予市民病院でもやれるというふう聞いております。それでこれは国の指針及び愛媛県の生活習慣病予防協議会に基づき、実施する検診でありますから、地区内での集団検診が実施可能な検診委託機関としてこの機関を決めているところです。

○山本厚生分科会長

暫時休憩いたします。(休憩 午前11時38分)

○山本厚生分科会長

再開いたします。(再開 午前11時39分)

○沖村健康づくり推進課長

この検診委託機関との契約については、毎年更新をしているところでございます。

○山本厚生分科会長

暫時休憩いたします。(休憩 午前11時39分)

○山本厚生分科会長

再開いたします。(再開 午前11時40分)

○沖村健康づくり推進課長

先ほど提示した検診委託機関に基づき、こちらと協議をした上で決定しているところでございます。

○中村敬治委員

ですから協議をして、協議の中で五つぐらい言われましたけれども、委託先として、どのような手続を経て、例えばJ Aに今年度は委託されておるのか。入札とかいうような手続をふんでい

るのか。随意の契約になっておるのか、その辺、委託先が皆さんどこも嫌がってなかなか引き受けてくれない中で、JAが渋々受けているのか、その辺よく実態がわからんのでね。その辺、どういふことで、以前は総合保健協会だったような気もしたんですけど、ずっと以前は。最近JAばかりがおいでるので、その辺、どういふ今も厚生連もあるとか、あるいは西予市病院もあるとか、能力的にはそういう所も健診できますよということだろうと思うんですけども、以外と数が少ないから引き受け手がないと、利益が上がらないということにつながっておるのかなという気もしておるんですけども、これをどうしてもやっていただく先を見つけないかので苦慮された中でこういう形になっているのか。利益が上がってもっともっとやりたいというところがたくさんあるのか、その辺ちょっと我々としては、実態がわからないものですからそういう業者を選択する、委託先を選択するに当たってどういふ手続を踏まれているのか。そして、30年度であれば委託料はどのぐらいになつとるのかなということなんですよ。

○山本厚生分科会長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時43分）

○山本厚生分科会長

再開します。（再開 午前11時47分）

○二宮健康づくり推進課係長

検診期間については地区割りをさせていただいてます。明浜・三瓶については総合保健協会、野村・城川については厚生連で宇和の町の中は総合保健協会、端々在は厚生連に委託しています。契約の方法としては、随意契約になっています。検診機関が2箇所であるということについては、制度管理上も地区の集団検診は、この2箇所しかできないので、それで、検診機関はこの2箇所です。あと、いろいろな地区で入れかえできないかということなんですが、データの管理をする以上、集積制も必要ですので、個人のデータの管理で、地区の入れかえをせずになるべく同じところで実施するようにしています。金額についてはまたはっきりした金額を言えるように、平成30年度分については、後ほどにさせていただきます。

○中村敬治委員

よくわかりました。それでは次の質問ですが精密検査の受診率90%とか91.5%ということで非常

に受診率が高いわけですがけれども、10%ほどは精密検査をしてくださいよと言っても受診しない人がおられるということで、結果、手遅れになる人も出るんじゃないかということで非常に熱心に精密検査を受診勧奨ということで電話とかいろいろな手続でやられておると思うんですが、今後も受診率が上がるように、受診勧奨を行うとなっておりますけれども、そういう受診勧奨の方法としては、実際どういふ形で行われているのか。また、その受診率を上げるためには何ぞ新しい方法を考えておられるのかなということがまず一点。

そして、集団検診自体が、28年度が151回、29年度が141回と減っておりますけれども、どうして数が減っているのかなという、この2点についてお尋ねいたします。

○沖村健康づくり推進課長

受診率の向上の取り組みについて報告をさせていただきます。まずこの受診率向上につきましては、参加をしやすい環境をつくるということで、土・日健診の実施、そして、女性が受けやすいようにレディース検診の実施、このときのスタッフにつきましては、全て女性の方で対応していただいております。あと若い世代の助成が受けやすいようにレディース検診とあわせて、託児を実施するなど、また、個別健診は西予市民病院で、これは乳がんや子宮頸がんになろうかと思いますが、これらを市民病院で実施をしていると。あと検診申し込み専用ダイヤルの開設も平成30年の4月から行っております。

取り組みについては以上ですけれども、回数が減っているというご質問ですけれども、地域によっては非常に受診の少ないようなところがありますので、そのあたりを少し集約をしたりというような工夫もしたりしているところです。その数の減ということになります。

○二宮健康づくり推進課係長

今は精密検査の受診ができてない方は電話等で勧奨はしています。それで、日中はいらっしやらないので、夜も残って電話等で勧奨したり、それでも行かれてない場合は、はがきを出して受診勧奨をしています。さらに、その上で、受診のない方は受診がないので、これはさらに深めていったらいいねって、保健師たちで相談しているのは、訪問するなどして顔の見える関係というか、はがきだけじゃなくて手紙を書いておいて帰るなど、顔

の見える関係性を作ってより受診をしていただくようにしていきたいと考えています。

○中村敬治委員

以前もこういうことをおたずねしたことあるんですが、そうすると今まで訪問して、受診してくださいよといったことは今までなかったわけですかね、結局。

○二宮健康づくり推進課係長

訪問も以前はしていました。ですがここ何年かがん検診についてのみの訪問はしてなかったです。特定検診との結果と合わせた訪問になってました。なので、その部分は少し下がっていたと思いますので、それらをもう一度原点に戻ってやっていきたいと思っています。

○中村敬治委員

受診率90%というのは非常に高いんじゃないかと思って、私も本当よく頑張っておられるなど思っているところなんです、これはちょっと私自身の個人的なものですので、周囲の宇和島市、八幡浜市、大洲市とかそういうふうなところがどのぐらいなのかなというよそのことがちょっと気になったんで、データがあれば教えていただいたらと思います。

○沖村健康づくり推進課長

あいにく手持ちの資料がございませんので、後ほど回答させていただけたらと思います。

○山本厚生分科会長

ほか質疑はございませんか。

○竹崎委員

端的に質問します。事業評価の中のがん検診の受診率は低下しているとあります。これの原因と内容によって違うのか、それをお尋ねしたいです。

○二宮健康づくり推進課係長

受診者数は実際減っています。200人ほど28年度から比較すると減っていました。これらは年々受診者数は少しずつ減っています。自然減によるものもあると思われます。今、西予市の受診率が高いのは、やはり高齢者、60代とか70代とかの高齢者の受診が非常に高いので、受診率を上げていられると思われて、高齢になり、ある程度ひっかかる、精密検査対象とか所見がある程度出てくると、翌年から私たちも医療機関で詳しく見てくださいというふうにもお願いしますし、医療機関も継続して、こちらで見てくださいというふうに通

っていただきます。ある程度そういうふうに通医療機関になっていく。反対に、若い世代が高齢者ほどの人数がないということと職場などで受けてある健診を受けられるということで、若い世代の受診率が伸び悩んでいるので数がふえてきてないという現状があります。先ほど沖村課長からも報告ありましたように、若い世代で特に女性の方などは、職場等もないです、その方たちがより受けていただきたいと思って、レディース検診や託児などもして受診勧奨をしているんですが、また、先ほどもいろいろヒントをいただいたので、ほかの市とかはどんなだろうというようなことも聞いて、ほかのところより若年者に受診率を上げるような活動していたら西予市でも取り入れて実施したいと思います。

○竹崎委員

概略はよくわかりました。私が実は聞いたかったことは、特にがん検診の中でも胃がんです。この胃がん検診のバリウムの評判が非常によくない。そして、私をひっくるめて仲間何人かは、これだったら、鼻とか口からのほうがまだいいと。どうせ見つかったときはそのほうがいいんだからと、だから、例えば一例ですが、胃がん検診のバリウムのということについての工夫改善のお考えはないのか。そういうことも聞いたかったわけです。

○二宮健康づくり推進課係長

バリウムについては、私たちも何度もそういう声を聞きますので、バリウムでひっかかると次の年から胃カメラになるといったようなことも聞きますので、なるべくそういう方向にできないか、検診機関も国もそういったような声がやっぱり集まっていますので、厚労省も集団検診でできないかというふうなことで検討はしています。ですが、制度管理上、そのバスの中ですということに、多分カメラ受けられたらわかると思うんですが、いろんな器具もありますし、緊急時の対応もできないといけないので、それが実際集団検診でできるかというところで検討はされているようです。個別検診でできないかということで、今ちょっと担当者の間でもそれは話し合いをしてるんですが、国の指針というのが割と厳しくて、それを検診でする場合、これはスクリーニングなどで、自治体でする検診というのが、それがスクリーニングする場合に、厳しいんです基準が、非常に厳し

くて、医療機関にもお手数をたくさんかけるようなこともありますので、すぐにとというのが、来年度からというのはちょっと取り組みは難しいと思いますが、カメラはずっと私たち保健師も気にしているところで、そちらは県や国とかの指導というか、そういうのを見ながら進めていきたいとは思っています。前向きにこれは検討していきたいと思っています。

○竹崎委員

今前向きに検討ということを非常に重く受けとめさせていただきます。ぜひそういう方向ということも考えていただいて、今後そうすることがより受診者がふえるということにつながると思いますのでよろしくをお願いします。

○山本厚生分科会長

ほか質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○山本厚生分科会長

続きまして予防接種事業について説明を求めます。

○沖村健康づくり推進課長

続きまして、8ページ上段の予防接種事業をごらんください。予防接種事業は、予防接種法に基づき、伝染の恐れのある疾病の発生予防及び蔓延予防のために、乳幼児や高齢者に対して適切な接種年齢、間隔で接種をするように医師会の協力を得ながら、勧奨を行い実施しているものであります。定期予防接種については、2種類ございまして、A類は主に乳幼児等が対象で接種義務があり、集団予防に重点を置いて被接種者負担はありません。対象疾病はジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、日本脳炎、麻しん、風しん、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水疱瘡等の予防接種があります。新しいところでは、平成28年度からB型肝炎が定期予防接種に追加されているところです。B類につきましては、個人予防に重点を置き、高齢者対象で接種義務はありません。被接種者の負担も必要になります。対象疾病としては、インフルエンザと高齢者の肺炎球菌感染症があります。このように、予防接種によっては公費助成による負担の軽減が図られます。平成29年度の定期予防接種、延べ人数は1万5355人と前年比5.2%の減です。しかしながら、定期接種率は前年比4%の増となっており、これは本課の出生届や検診、相談

事等での説明や接種勧奨による啓発はもちろんのこと、医療機関等に依頼した勧奨の成果と考えているところです。引き続き関係機関との連携により、予防接種の理解に基づいた接種率の向上に努めてまいりたいと考えております。予防接種事業の不用額が181万4461円発生しております。近年の予防接種実績や実施状況等を考慮し、また、3月には670万円の減額補正を行ったところですが、接種見込み件数により、さらに実績が下回っております。定期予防接種については、行政からの接種勧奨、個別通知、関係機関への勧奨依頼により、確実に事業執行はできておりますので、住民サービスへの影響はないと考えております。

以上で予防接種事業の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○山本厚生分科会長

予防接種事業につきまして理事者の説明は終わりました。質疑に入ります。

質疑はありますか。

○菊池委員

これ、予算は大体9600万ぐらい、多分30年度もそのくらいの金額やったと思うんですけど。対象者との関係があると思いますが、予算のつけ方の根拠ということをお尋ねしたいと思います。

それと、このA類、B類それぞれの実績の接種人数と率、これわかたら教えてほしいんですけど。

○亀岡健康づくり推進課長補佐

今ほど予算のつけ方の根拠ということもあったと思いますが、昨年度実績、今回でしたら平成28年度の実績を参考としまして、ある程度目標の接種率というものを示していきます。そしてまた、人口等、対象人数等によっても変わってきますので、そちらのほうからある程度目標の数値をつけまして、当年度当初予算を組ませていただいております。そして、A類、B類の費目ごとの％になりますが、A類は相当種類があるんですが、A類はほとんど乳幼児期にかかりますので、ほとんど9割近くの接種率がありますが、B類、高齢者のインフルエンザにつきましては、昨年度が対象者1万6125人に対しまして9,214人ということで57.5%、そしてまた、高齢者肺炎球菌の予防接種につきましては、3,657人ということで38.9%となっております。高齢者の肺炎球菌が低いのは、各65、70、75、80ということで5年刻みになって

おりまして、この高齢者肺炎球菌は平成26年度に始まっておりまして、今年度が5年目の最終となっております。それで65歳以上の高齢者は対象になったのが今回全員となりますので、来年からは65歳のみにするのか、それともこれまででない人を対象にするのかということは今国でも検討中でございます。

○山本厚生分科会長

ほか質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○山本厚生分科会長

ないようですので、次の病院群輪番制病院運営事業についての審査に入りたいと思います。

理事者の説明を求めます。

○沖村健康づくり推進課長

最後に8ページ下段の病院群輪番制病院運営事業をごらんください。この事業は、八幡浜・大洲医療圏域の3市2町における二次救急医療体制の確保を図るために、7病院の輪番制による休日・夜間の救急診療を維持することで、市民が安心して生活できる医療環境を整えるものです。この事業は平成17年度から始まっておりますけれども、年間診療延日数は、29年度が437日、夜間が365日、休日70日で28年度と変更はございません。この事業の実施により、24時間体制で入院や手術を必要とする重症患者も受け入れることができ、今後も引き続き県内市町との連携を密にし、本事業を進めてまいりたいと考えております。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

質疑があればお願いします。

○井関厚生副分科会長

私これを聞いてみたいと思ってお願いしとったんで、質問いたしますが、この輪番体制というのが余りこうピンとこなかったもので、3市2町で行っている輪番体制そのものの具体的にどういうふうにしてこれをやっておられるのかというのを説明していただきたいんですが。例えば七つの病院でやられているみたいなんですけれども、月々にどの病院がどういうふうに担当をして、どういう形で進めていかれているのか。西予市の病院としてはどのぐらいの割合を受けていただけるのかということ。

○沖村健康づくり推進課長

まず当番日数からお話しできればと思います。七つの病院というのは、市立八幡浜総合病院、そして市立大洲病院、大洲中央病院、加戸病院、大洲記念病院、あと西予市では、西予市民病院と野村病院となっております。

○山本厚生分科会長

暫時休憩します。(休憩 午後0時13分)

○山本厚生分科会長

再開いたします。(再開 午後0時13分)

○沖村健康づくり推進課長

この分け方なんですけれども、病院自体は7病院と考えておりますけれども、それぞれ担当するところで八幡浜地区を市立八幡浜総合病院、市立大洲病院がもち、また大洲喜多地区については、大洲中央病院、加戸病院、大洲記念病院、市立大洲病院、市立八幡浜総合病院が担当します。西予市は、市民病院と野村病院ということで、それぞれこの地区ごとに病院ごとに、例えば八幡浜地区の八幡浜総合病院であれば137日、市立大洲病院であれば19日と八幡浜地区で156日を持ちます。あと先ほどの大洲・喜多地区であれば、合計で184日を担当することになります。こちらの西予市のこの二つの病院につきましても、西予市民病院が49日、野村病院が48日の合計97日というような当番日数となっているところであります。

○井関厚生副分科会長

西予市の担当になったときによそからも来るとのことだろうと思うんですけども。よその3市2町の中から診察に来られるんだろうと思うんですけども、その状況ゆうのはどういうふうになってますか。

○河野医療対策室長

主に西予市の西予市民病院と野村病院によその市町、例えば大洲とか八幡浜とかから皆無ではないと思いますが、ほぼ市内の方を今、両病院で隔日交代で二次救急の当番をやっておりますので、高速道路とかもできましたので、そういう方々が搬送される場合はあるかと思いますが、疾病のために運ばれる件数っていうのは、手元に資料はないんですがあまりないのかなと思います。そのかわり八幡浜は八幡浜、大洲は大洲で、それぞれの圏域の中で当番制を組んでおりますので、その中で救急搬送されるというふうな体制になっていると思います。西予市の場合は三瓶町はほぼ八幡浜

市立病院に搬送されますので、そういう体制はとっている状況です。

○山本厚生分科会長

ほか質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○山本厚生分科会長

ないようですので以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

認定第1号「平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、健康づくり推進課所管分を認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本厚生分科会長

全員の挙手によりまして当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後0時17分)

○山本厚生分科会長

再開いたします。(再開 午後0時58分)

○藤井生活福祉部長

午前中に審議いただきました市民課の件で1点ご回答できてなかったのがございますので、市民課長から回答をさせていただいたと思います。

○松本市民課長

住宅新築資金等の貸付事業ですが、当時借受人に貸し付ける資金を金融機関、例えばかんぽとか銀行等から借り入れて低金利で貸し付けを行いました。そのときに金利差額が発生します。その差額に対して国庫補助を受けておりました。今現在はその補助はありません。

○山本厚生分科会長

暫時休憩いたします。(休憩 午後0時59分)

【福祉課】

○山本厚生分科会長

再開をいたします。(再開 午後1時00分)

それでは、認定第1号「平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、福祉課所管分について審査を行いたいと思います。

理事者の説明を求めます。

○上中福祉課長

それでは、認定第1号平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、福祉課所管分について、決算書及び主要な施策の成果報告

書に基づき、事前に通告のあった事務事業について順にご説明をさせていただきます。

最初に主要な施策の成果報告書の9ページの上段の障害者総合支援給付事業をごらんください。障がいのある人からの申請に基づき、障がいの程度や勘案すべき事項を踏まえ、障がい福祉サービスの決定、サービス提供事業者と個別契約、給付の支払いといった、個人に合った一連の障がい福祉サービスを提供するものでございます。障がい福祉サービスを利用することで、障がい者がその能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができ、障がい福祉に寄与しております。障がいを持たれている多くの方は、地域での生活を希望されており、本サービスの利用者の増加に伴い、給付費も年々増加傾向にはあります。しかしながら障がいの有無にかかわらず、地域で安心して暮らせることは非常に重要なことであり、今後も個々に応じた支援の充実を図っていきたくと考えております。

以上で障害者総合支援給付事業の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

質疑はありますか。

○竹崎委員

障がい福祉サービス提供事業所のことについてお聞きしたいんですが、西予市全体の数と各町の数及びその実際の利用状況、このことについてお尋ねしたいです。

○上中福祉課長

障がい福祉サービスの事業所の市内の分布の状況とあわせて障がい福祉サービスの利用の状況という2点のご質問であつたろうと思います。

市内全体では、障がい福祉サービス事業所29事業所ございまして、旧町別では、明浜に2事業所、宇和に14事業所、野村に11事業所、城川・三瓶同じく1事業所ずつとなっております。施設入所、生活介護、就労継続支援といったサービス区分につきましては、宇和・野村に集中している状況でございます。

続きまして、利用者の状況についてなんですが、利用者数が全体で身体障害者手帳の保有者、知的障害者・精神障害者手帳の受給者合わせまして全体で280名の方が今現在利用されております。

す。先ほど申し上げました手帳の保有者が2,600人おられますので、利用率としますと10.8%の方が利用されとるということとなります。旧町別では明浜が利用者17名、手帳保有者264名でありまして、利用率が6.4%、宇和が利用者133人に対して手帳保有者983人でありまして、利用率が13.5%です。野村が利用者数86名で手帳保有者数607名でございまして、利用率野村が1番高くなりまして14.2%という状況です。城川が利用者数24名に対しまして手帳保有者数302名でありまして、利用率が7.9%、三瓶が利用者数20人に対しまして手帳保有者数384名でありまして、利用率が5.2%であり、以上が現在の障がい福祉サービスの利用状況ということでございます。

○竹崎委員

全体の数字はわかりました。ありがとうございました。これを利用する際といいましょうか、やはり障がいの程度、種類によっては、それぞれ事業所の対応に多少の温度差があるんじゃないかと考えられるわけです。その辺を踏まえて、事業の目的の中に、自由に選べという文言があるじゃないですか、その障がいを持った人たちが自由に選ぶっていうのは、今の先ほどの障がいの程度・種類によって、事業所のそれぞれ対応等について、わかる範囲で結構ですが、ちょっと教えていただきたい。

○上中福祉課長

ご指摘の事業の目的の中に、みずから障がい福祉サービス事業所を自由に選べという文言で記載をさせていただいております。そういうところで事業所ごとに温度差はないのか、程度と種類によってというようなご質問の内容だったと思います。

事業所によっては知的障がい者支援に強い、特化した事業所、一方では精神障がい者支援に強い事業所がありますので、障がいを持っている方が事業所を選ぶに当たっては、相談支援事業所の相談員とともに、障がいの程度や障がいの種類、あわせてその方の持っている能力に応じ、長所が最大限に生かせる事業所を選択していただくように努めております。すぐに事業所を利用するものではなく、見学会や体験を経て慎重に事業所を選んでいただくように努めております。

○竹崎委員

さまざまな配慮をさせていただいていることはよくわかりました。ただ、全体に利用率がちょっと低いなど。最初に言っていた、その辺のところを今後ぜひこれを少しでも高められるように、そして、その障がいを持った方にもそれぞれ生き生きと生きていただけるようなさらなる配慮をお願いしたいと思います。

○山本厚生分科会長

ほかに質疑はございますか。

○中村一雅委員

ちょっと不勉強で申しわけない。成果表の下のところ、当初予算9億2000万余りで、予算現計で10億3100円、不要額は1166万ぐらい、補正がついて不用が出てというここの流れを大ざっぱにご説明いただけますか。

○山本厚生分科会長

暫時休憩いたします。（休憩 午後1時11分）

○山本厚生分科会長

再開いたします。（再開 午後1時14分）

○長野福祉課長補佐

この給付費に関しましてはひと月の支払いが約9000万近くかかっております。当初予算から最終的な3月補正で修正を行うわけなんですけれども、3月補正を、予算を立てる際に、残りの月数で9000万、ひと月9000万程度で予算を計上いたしまして補正をいたしました。結果的に実績をしますとひと月1000万というわけではないんですが、トータルで1000万の不用額が発生したという状況になります。

○山本厚生分科会長

ほか質疑はございますか。

○中村敬治委員

障がい者福祉サービス事業所に所属されている知的障がい者を、私も農作業と一緒に作業させていただいておるわけですが、そこには当然、報酬を支払うわけですが、そういう報酬が結局事業所の収入になって、結果、その報酬に対して参加された知的障がい者の人にどういう程度で、どういう手続きを踏んで支払われるのか。結局例えば、私が100円払ったら農作業をされた人にどういう金額が支払われて、市・国や県費それぞれ一般財源からこういう年間10億ですか、これだけの事業費、そういう中で支援している金額と、そしてまた利益というかそういう収益がその事業所には当然出てくるわけです。そこら

辺から入所者の人というか、利用者といいますか、そういう障がいのある方に、どういう給与と
いうか形になるのかな、そのお金が支払われるの
か、その辺わかりやすく簡単に説明できたら、お
聞きしたいんですけど。よろしくをお願いします。

○上中福祉課長

主に今のご質問であれば、就労継続支援事業所
のこの内容だと思っております。西予市内で
は、今申し上げました就労継続支援事業所B型と
なるんですが、これ非雇用型で雇用契約を結ばな
い事業所となります。この事業所が8箇所ありま
して、いろんなそういう障がい者をお持ちの方の
雇用の場と生きがいの場となっております。作業
内容としましては、中村議員おっしゃられました
施設外で農作業を請け負って行っていただいたり
、弁当を作ったり、空き缶を集めたりというよ
うないろんな事業をされております。その事業所
ごとで上がってくる収益は若干差がありまして、
愛媛県のB型の平均月額工賃というのがあるん
ですが、愛媛県で平成29年度、176施設で月額工賃
が平均で1万6264円となっております。西予市の
8箇所の事業所で1番工賃の高いところはレイン
ボーあぐりといひまして、野村にございますが、
そこが時給で、これちょっと古い情報になるん
ですが、平成28年度の実績で時給395円というこ
とで、月給換算にしますと5万456円が障がい者
の手元に賃金として支給されております。そうい
うところで、いろいろと行う作業内容によって、
時給は変わってくるんですが、愛媛県平均より
は、西予市8事業所ならしてみても平均より高
い賃金を得ていることができる事業所が多く存
在しているということでございます。

○中村敬治委員

そうすると、これ平均ですけれども5万円ぐ
らいが8事業所で、そこへ入所されておる人
というか通所されている人の手に渡るとい
うことで大変いいことだと思うんですが、
市として5万円ぐらの収入を上げている
人が入っておるところで、その事業所
に対しては、収益を上げたことと市から
補助といいますか、そういう関係はど
がなるのか、減額になるのか、そ
ういう市からの支援というのは、
どういう按配になるのかなと。そ
して5万何ぼとかいうのを払った
というのは今数字を言っていた
いただきましたので、多分その
人に渡っておるのかなと思う
わけですが、本当にその

就労された人に渡つとるかどう
かという経理のチェックです
よね、そこらはどういうよう
にされとるのかなという気は
いたします。

○山本厚生分科会長

暫時休憩いたします。（休憩 午後1時21分）

○山本厚生分科会長

再開いたします。（再開 午後1時22分）

○長野福祉課長補佐

今上げております障害者総合支援給付事業の給
付費というものに関しては、そこの事業所に利用
された人の人数に応じて、また利用された日数に
応じて、市が全額を事業所に支払うものになり
ます。先ほど中村議員からご質問のありました利
用者の方の賃金に関しましては、施設外就労など
で提供していただいた事業者から支払われた賃
金など、そういった収入に関しましては、そちら
の必要経費を差し引いた残り全額を利用され
ました利用者の人数に応じて配分されるという
ふうになっております。なので、給付費とは
また全く別な扱いになりまして、賃金等
に関しましては必要経費を差し引いた残
りの金額は全て利用者にお渡しするとい
うふうになっております。

○山本厚生分科会長

ほか質疑はございませんか。

○井関厚生副分科会長

サービス利用者が毎年ふえてきておるわけ
ですが、これは、延べ人数がふえているとい
うのと実質の人数がふえているのかその
辺はどうですか。

○上中福祉課長

今の給付費の伸びと利用者のふえと
るという関係のことのご質問だ
ったと思うんですが、事業所
も年を追うごとにふえてお
りまして、事業所がふえる
ということは、利用者も
ふえるような傾向にあり
まして、どうしてもそこ
も経営をしていかな
ければならないので、
そういうサービスを利用
する方もふえておるの
が現状だと思います。

○山本厚生分科会長

ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○山本厚生分科会長

ないようですので、次の地域生活支援事業につ
いての説明を受けたいと思います。

理事者の説明を求めます。

○上中福祉課長

続きまして、9ページ下段、地域生活支援事業をごらんください。この事業は障がい者がその能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域での生活を援助するために相談体制の充実を図り、個々に応じたサービスの提供を行うものでございます。事業の種類としましては相談支援事業4事業所に委託をさせていただいております。それと移動支援事業、これは通院とか買い物などの外出を支援する事業でございます。日中一時支援事業でございます。この事業につきましても先ほど申しました障がい福祉サービスの生活介護の延長として利用される方が多くございます。続きまして、福祉ホーム事業、これは住居を必要としている人に低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な事業を行うものでございます。本市にはこの事業所はございません。続いて、身体障害者自動車運転免許取得費補助金でございます。限度額が10万円となっております。対象者は身体障害者手帳の1級から6級の保持者となります。続きまして、身体障害者用自動車改造費助成費です。これも限度額が10万円となっております。対象者は障害者手帳の2級以上で、上肢、下肢、体感機能障がいのある方が対象となります。免許取得事業と自動車の改造事業につきましてはここ5年間は実績はない状況にあります。

事務評価としまして地域の実情や障がい者のニーズに合った柔軟な対応をすることで、障がい者の障がいの有無にかかわらず、地域で安心して暮らせることの手助けになっております。今後とも障がいを持った方が地域の中で、安心して生活できるように一人ひとりに寄り添いながら支援の充実を図っていきたくと考えております。

以上、認定第1号平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について、福祉課所管分の説明を終わります。ご審議の上、よろしく願い申し上げます。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。質疑に移りたいと思います。

質疑はありますか。

(委員長交代)

○山本委員

相談支援4事業所をお願いしておると言われましたよね。それ旧町別の、城川に3箇所とかはわ

かりますか。行くのはどうやって、行かれるのかお聞きしたいと思います。

○上中福祉課長

相談支援事業所4事業所の委託先でございますが、まず、1箇所目が西予総合福祉会の希望の森に委託をさせていただいております。宇和です。鬼北町にあります南愛媛病院、旭川荘内に相談支援事業所を委託しております。ここは特化して障がい児の相談に応じていただくところでございます。野城福祉会にコスモスを運営していただいておりますが、野城福祉会に1箇所委託をさせていただいております。八幡浜のくじらに、ここにつきましては精神に特化した相談支援事業を相談窓口として受け付けをさせていただいております。こういう状況でして、委託料につきましては近隣市町の利用人数やら人口割によりまして、委託料の金額を按分させていただいてる状況でございます。というところでいろいろと子どもさんであれば、そういうことで親御さんが車で連れて行って相談に応じていただくというような状況にあります。

○山本厚生分科会長

ほか質疑はございますか。

○中村一雅委員

移動支援事業についてなんですけれども、これは何ていうんでしょう。民間のタクシーを利用するときに補助をするのか、何かしら市として独自のサービスを持っていて、それに予算を計上しているのか、その具体的なお金の使い道とかがって教えてくださいませんか。

○上中福祉課長

移動支援事業はどういうものかというご質問だったと思うんですが、障がいをお持ちの方が病院に通院したり、買い物に行ったり、旅行等の外出支援まで含めるんですが、ヘルパーが一緒についていただくということで、タクシーチケットの配布とかという部分ではございません。それで移動支援事業の実績としまして、平成29年度で利用されてる方が月平均5名の方が利用されておまして、月平均の利用時間が大体100時間利用されております。費用がどんだけかかるとかということになるんですが、大体平均して月15万円の支出を市から行っておるという状況でございます。そういう移動支援をお願いしておる事業所につきましても大洲にも事業所があるんですが、共同連えひめ悠遊社というところは、大洲の事業所で

ございますが、そちらに支援をいただいております。野村育成園内にありますヘルパーステーションハートというところからヘルパーが支援に行っていたいております。

○山本厚生分科会長

ほかご質問ございませんでしょうか。

○源委員

28年度、29年度比較して、延べは当然なんですけど、相談支援事業にかかる実人数が倍とは言いませんがかなりふえてるんですけれどもこの理由というのは何でしょうか。教えてください。

○山本厚生分科会長

暫時休憩します。（休憩 午後1時34分）

○山本厚生分科会長

再開いたします。（再開 午後1時36分）

○上中福祉課長

相談支援事業に係る実利用人数が28年度、29年度比較して、29年度はほんと伸びるのはどうしてかというご質問だったんですが、手元に資料はございませんので、後で資料を提供させていただいたらと思います。

○山本厚生分科会長

ほか質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○山本厚生分科会長

質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第1号「平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、福祉課所管分につきまして、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○山本厚生分科会長

挙手全員によりまして、当分科会といたしましては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後1時37分）

【子育て支援課】

○山本厚生分科会長

再開をいたします。（再開 午後1時39分）

認定第1号「平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、子育て支援課所管分についての審査を始めたいと思います。

理事者の説明を求めます。

○松田子育て支援課長

それでは、認定第1号平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について、子育て支援課所管分につきまして、決算書及び主要な施策の成果報告書に基づき、事前に通告のありました事務事業につきまして順にご説明させていただきます。

最初に10ページ上段、乳幼児・児童医療費助成事業をごらんください。この事業は、西予市乳幼児及び児童医療費助成条例及び施行規則に基づき、市内に住所を有するゼロ歳から小学校就学前までの乳幼児の保健診療による通院、入院医療費自己負担分及び小・中学生の入院医療費自己負担分について助成するものです。乳幼児及び児童が安心して医療機関に受診できる環境を整備することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児及び児童の保健の向上と福祉の増進を図り、保護者の子育てにかかる経済的負担を軽減することを目的とし、安心して子育てができる環境づくりのため助成を行うものです。

事業費につきましては、就学前までの入院費、ゼロ歳から3歳までの通院医療費、3歳以上就学前の通院医療費のうち2,000円未満のものにつきまして県補助金、補助率2分の1となっております。3歳以上就学前の通院費のひと月当たり2,000円を控除した額、小・中学生の入院医療費につきましては、市の単独事業となっております。予算額5721万1000円に対し、決算額5302万5000円で不要額418万6000円となっております。不用額につきましては、2月・3月はインフルエンザの流行などで爆発的に医療費増加の恐れもあるため、流行に備え対応のための必要経費として残したものです。事業は確実に執行しており、特に住民サービスへの影響はありません。事業の拡充として平成30年4月から児童1人当たり、小学生・中学生の1人当たり、ひと月にかかる通院費のうち、2,000円を超えた額の助成を行っております。

以上で説明を終わります。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○菊池委員

乳幼児・児童医療助成、これは金額としたりゼロ円というのが1番ベストですけど、これ28年度、29年度と出ておりますけども、今わかれば、もう

少し前、26年あたりからの推移わかります、件数の推移、わかればちょっと教えてください。

○松田子育て支援課長

乳幼児医療に関しまして、26年度の実績は、助成件数3万3264件となっております。27年度の実績は3万3077件となっております。28年度の実績は3万2863件となっております。

○菊池委員

今、乳幼児でしたかね。もう一つ、児童のほうわかったら。

○松田子育て支援課長

児童のほうを加えて申し上げます。児童医療に関しましては、26年度46件、27年度57件となっております。入院医療費のみとなっておりますので。

○山本厚生分科会長

ほかに質疑はありますか。

○中村敬治委員

通院医療費は就学前の子どもはカードがあって、医療機関でそれを示せば、お金を払わなくてもそこから市にいろいろ請求ができるようになってくると思うんですが、30年4月からということでもここにも書いてありますのでちょっとお尋ねするわけですが、小・中学生の通院医療費のうち2,000円を超えた額を助成するよう事業の拡充を実施されと思うんですよね。そうしますと、例えばの話2,500円かかったときに2,500円を窓口で払って、2,000円を請求しに市役所まで来てその領収書を見せて手続をするんじゃないかと思うんですけれども。そういう人が現実具体的にそんな煩雑なことを、バス賃払ったり油代使ったり時間を割いて、2,500円かかったんだから2,000円をとということで、もらいに来る人が実際おられるんですか。その辺お尋ねします。

○松田子育て支援課長

市が助成させていただきますのは、2,500円かかりましたら2,000円を超えたもので500円の助成をしております。現実的に、うちのほうも恐らく500円以内とかは来られないんじゃないかということで当初予想しておりましたが、現実的には1番最少金額10円の方があります。もちろんそれだけに来られるのではなく、兄弟の分とか何箇月間かまとめてくる中でそういう方がありました。最高金額はちなみに今のところ5万1180円となっております。

○中村敬治委員

2,000円は補助をしてもらうということでも来られる人もそのついでにあるということですからけれども、これを今後、どういうぐあいに改善していかれるのか。そういう面倒くさいやりとりをしないようにしないと市民サービスにはつながらないと思うんですけれども、わざわざ市役所の窓口へ領収書を持って来るなどというような煩雑な手続を省略することを市民は期待しておると思うんですよ。そこるところを見通しをどういうように、いつごろするのかお尋ねいたします。

○山本厚生分科会長

中村委員、今のは30年度の事業ですよ。29年度の決算なので、これは保留とさせていただきます。

ほかに決算につきましての質問ございますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○山本厚生分科会長

質疑はないと認めますので、次の子育て応援券交付事業についての審査に入りたいと思います。

理事者の説明を求めます。

○松田子育て支援課長

それでは、同じく10ページ下段、子育て応援券交付事業についてごらんください。この事業は西予市子育て応援券交付事業実施要綱に基づき、満1歳未満の乳児を対象にひと月3,000円、最高3万6000円の子育て応援券を交付し、市内の22件の指定店で子育て用品を購入できる事業です。少子化対策の一環として、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、安心して子どもを育てる環境の整備を図るものです。平成29年度からの開始となっております。

実績は交付人数376人、交付枚数3,312枚、金額993万6000円となっております。各店舗からの請求実績は請求枚数2,242枚、請求金額651万6000円、応募券使用率67.7%となっております。予算額1050万2000円に対し、決算額685万6000円で不要額364万6000円となっております。不用額につきましては、事業開始初年度で見込み予測がつかないため、応募券の全ての交付枚数分使用に備え、対応のための必要経費として残したものです。これにつきましてははふるさと応援基金631万1000円、地域振興基金54万4000円の充当を行っております。

以上で説明を終了いたします。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

○井関厚生副分科会長

子育て応援券ですけど、どのようなものが対象、全てのものなのかもしれませんが、どのようなものが対象になっているのかということと、ひと月3,000円ということですが、それはひと月以内に使わないいけないのか、繰り越し利用ができてそれをずっと繰り越していったものをまとめて使うことができるのか。それと67.7%ということでしたが、これは課としてはこれで多かったのか少なかったのか、その見込みとしてはどんなものがあつたのかお伺いします。

○松田子育て支援課長

現在指定となっている指定店につきましては、スポーツショップから本屋、薬局までさまざまな22店舗となっております。その内容といたしましては薬局等が結構多いんですが、後から出てまいります愛顔の応援券はおむつのみとなっておりますので、第2子からの分のみ対象としておりますので、第1子の方はこういうおむつ類とかベビー用品とかに使う方も多いかと思えます。3,000円の使用につきましては、うちのほうは生まれたときにあわせてお渡ししておりますので、1年間に、1年間というのは出生した月のお誕生の次の月まで使用ができますので、その使用については、その方々で使用方法は違うかと思えます。それ以上にお渡しできないということで、金券となっておりますので、その具体的なところまでは特に指定はしていないというのが現状であります。67.7%ですが、これ実際には29年度から始めた事業なんですけど、満1歳になられる方は28年の5月生まれの方からが対象になっております。28年度に出生された方はほぼ100%ご使用になっておられるんですけども、まだ、いわゆる今4月なんですけれども、今の時点で67.7%となっておりますが、初年度なのでこれから今後動向を見ていかしていただき、今からいろんな子育て計画等もありますので、アンケート等でもこの使い方だとか、その辺のことについても要望をとっていきたいと考えております。特に何か要望的なものが今入っていないので、使用率現在が67.7%というのが

現状で、これから分析は行っていきたいと考えております。

○山本厚生分科会長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○山本厚生分科会長

質疑もないようですので質疑終了とみなします。

次の愛顔の子育て応援事業についての審査に入りたいと思います。

理事者の説明を求めます。

○松田子育て支援課長

11ページ上段、愛顔の子育て応援事業をごらんください。この事業は、西予市愛顔の子育て応援事業実施要綱に基づき、平成29年4月1日以降に生まれた第2子以降の子どもに1枚1,000円の50枚つづりの愛顔っ子応援券を交付し、市内の11の指定店で紙おむつを購入できる事業です。これは県内3社指定となっております。子どもを持ちたい人が安心して産み育てられることができる環境を整えるため、子育て世帯への経済的支援を行い、福祉の向上及び少子化対策を促進するとともに、あわせて地域経済の活性化に資することを目的とし、オール愛媛で取り組む事業となっております。平成29年度実績は交付人数97人、交付枚数4,819枚、交付金額481万9000円となっております。各店舗からの請求実績は請求枚数1,169枚、請求金額116万9000円、応援券使用率24.3%となっております。予算額416万1000円に対し、決算額166万3000円で不要額249万8000円となっております。不用額につきましては、事業開始初年度で見込み予測がつかないこともあり、応援券の交付枚数分使用に備え、対応のための必要経費として残したものです。

以上で説明を終了いたします。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。質疑に入ります。

質疑はありますか。

○井関厚生副分科会長

24.2%ということですけど、ここにも書いてありますように31年まで使えるということでそれは構わないんですが、ここの実際の対象人数っていうのはどのぐらいになつとるのか。

○松田子育て支援課長

29年度につきましては97名となっておりますので100%出しております。

○山本厚生分科会長

ほか質疑はありますか。

○源委員

ちょっと不勉強なんで教えていただけないですか。この事業、県が去年の8月1日から始められて、今んとこ31年が期限になってると思うんですけど、県自体っていうのは、例えば、継続して、これずっとやるのかどうかっていうのはまだまだ見込み多分たつてはないと思うんですが、できたら去年県の事業に拡充する形で西予市第1子からというふうに財政的には大変ですけど、判断していただいたんで、そのあたりちょっと見込み、将来的なことなんで申しわけないんですけども、教えていただければ助かります。

○松田子育て支援課長

今のところ、情報をまだ収集している段階でこの段階でははっきりしたことがお伝えできないんですが、今後、調査していきます。ありがとうございました。

○山本厚生分科会長

ほかございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○山本厚生分科会長

質疑を終結とみなします。

次の放課後児童健全育成事業についての審査に入りたいと思います。

理事者の説明を求めます。

○松田子育て支援課長

11ページ下段、放課後児童健全育成事業をごらんください。放課後児童クラブの運営に要する経費を国・県の交付要綱に基づき、事業の運営主体と西予市が委託契約を結び、その運営に対する委託料を支払うものであります。保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に児童館等を利用して適正な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としております。市内には29年度で7箇所の放課後児童クラブが開設されており、三つの社会福祉法人に事業の委託を行っています。放課後児童クラブ利用者の需要増加に伴い、平成29年度中に宇和地区で新たに一つのクラブを整備し、明浜地区では明浜中学校内の余裕教室に既存の学童保育施設を移転整備する事業を行いました。

た。これにより市内全域で平成30年度から280名の児童の受け入れが可能となっております。出生数や児童数は減少傾向であります。背景として保護者の就労状況の多様化や核家族等社会情勢の変化に伴い、放課後児童クラブの役割はますます重要になってきており、クラブの利用希望者も増加傾向にあります。今後の児童数の推移を見きわめ、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終了いたします。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○中村敬治委員

事業内容で、すこやか児童クラブとトトロクラブ、のむらキッズとあってその下は、これ何と読むんか私わからんですけども、これはどこにある施設でしょうか。

○松田子育て支援課長

明下田クラブで現在は下宇和保育園の中で実施しております。

○中村敬治委員

7箇所です。29年度が233人ということであれば、1箇所大体平均でいくと30人ちょっとになるわけですけども、この箇所の中で一番大きなところとか、受け入れ人数の多いところが何人ぐらいでどこなのか、一番少ないのはどこなのかと思うわけですけども、ここの事業の評価のところで、実施場所については今後検討が必要ではないかということを書かれておりますけれども、これについてもお尋ねしたいのは、市内からそういう要望が今後ふえるということで、市民の中から要望が本当に出てきておるのか、何かこういう問題点がもっと総合的な検討が必要ということは何かそういう問題があるのかどうか、宇和に3箇所も集中しておりますけれども、そういう2点についてお尋ねいたします。

○松田子育て支援課長

現在の1番大きな登録人数の学童保育はのむらキッズとなっております。30年3月31日のデータでは56人となっておりますが、もう少し多くなっていると思います。それと1番小さいクラブはおれんじクラブとなっております。3月31日では

20人となっておりますが、現状では少し減っております。

2点目といたしましては、現状、先ほど質問のありました明下田クラブにつきましては、学童保育というのも保育園と同じように1人当たりの必要面積が決まっております。必要面積を人数からいうとオーバーしてしまうような状況で、また明下田クラブ自体は、実際には明間、下宇和、田之筋と三つの小学校区が一つになってるんですが、田之筋は、今年度はトトロクラブに行っていたような状況です。今後そういう明下田クラブと合わせてななほし中川そしてととろクラブについても、部屋面積等の関係あるいは人数等の関係で、今後検討が必要な状況となっております。細かいことにつきましては今後のことにさせていただきます。ありがとうございました。

○中村敬治委員

よくわかりました。それでは、このクラブ、働いておられる方のお子さんを預かっておるわけですから、結果、仕事の都合でいろいろ時間が延びると思いますが、大体何時ぐらいまで預かっていたりするのかというのは、それについての当然それぞれ料金、割り増し料金なんかがあるのかなと思いますが、その辺と、それからまたお世話をしていただく人の、何かこれはそれぞれ委託されておるわけですから、福祉法人が人選されるのかなと思いますけれども、何かその従業員というか世話をされる方に資格とか何かを持っておられる方をどうしても何名か置かないかんというような必置義務といいますか、そういうものがあるのかどうか教えていただけたらと思います。

○松田子育て支援課長

時間に関しましては18時までとなっておりますが、延長時間で19時まで見ておられるクラブも希望によってあります。標準的なのは、時間平均すると18時というふうなところになるかと思えます。あと延長料金については、1日200円となっております。単価についてはそれぞれのクラブで違ってはいます。保護者の方が支払っていただく、クラブへ支払っていただく金額は多少違いはあります。従業員の資格につきましては、今経過措置なので、中には元教員の方もおられますけれども、今はいろいろ研修を受けていただくということで、今のところは特別に資格を県が行う研修を修了した者及びその補助員となっております。

○山本厚生分科会長

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○山本厚生分科会長

ないようですので、次の保育所等施設整備事業への審査に移りたいと思います。

理事者の説明を求めます。

○松田子育て支援課長

最後に12ページ上段、保育所等施設整備事業をごらんください。この事業は、地方創生拠点整備交付金や保育所等整備交付金を活用して、公立保育施設を2箇所、民間保育施設を1箇所整備した事業になります。内容は、城川地区では土居保育所と魚成保育所の統合に伴い、旧城川保健センターを改修して、認定こども園しろかわ保育所を整備いたしました。西予市産材を活用したホールの改修や木製遊具の設置など、城川地区の特徴を生かした市内初の公立認定こども園となっております。また、宇和地区では、西予市民病院の隣接地にスマイル保育園を整備いたしました。この施設は、市民病院の医療従事スタッフの確保と福利厚生を目的としていますが、市内の子どもはどなたでも利用できる施設となっております。スマイル保育園には病児保育室が併設され、小学校6年生までの子どもで保護者による看護ができない子どもを預かることができる施設となっております。最後に民間保育所として、旧宇和病院跡地に西予総合福祉会が、認定こども園うわまち未来こども園を整備されました。この施設は定員190名の市内最大の認定こども園であり、学童保育室を併設されています。市としては国・県とともに、施設整備に要した経費の一部を助成しております。以上で説明を終了いたします。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

○中村敬治委員

ここについては、当初いろいろとここにも書いてありますように、事業所内保育施設とそれから病児・病後児保育ということで、何人やったか忘れたんですけど、10名ぐらいだったか、そういう定員で開設をするということまでは聞いたんですけども、当初の計画と比べて、現在の実態とい

いますか、その辺はどういうような状況になっておりますか。

○松田子育て支援課長

詳細につきましては、この後、市民病院の説明もあるかと思うんですが、今の実態といたしましては、事業所内保育施設には7名のゼロ・1・2歳の子どもさんが通っておられます。うち、事業所内が4名、地域枠が3名となっております。

○山本厚生分科会長

ほか質疑はありますか。

○中村敬治委員

上の事業内容の中で（概要）と書いてありますけれども、うわまち未来こども園に移転し、うわまち未来こども園の整備事業について、財政支援を行ったと。多分これ目的の基金から財政支援を行ったんだろうと思いますけれども、実際幾ら財政支援を行ったのか、その辺金額的なものがわかれば。

○松田子育て支援課長

合計額は2億8340万2002円となります。その内訳といたしましては、補助金で1億7988万1000円、過疎債が8000万、そのほかに宇和福祉の里基金から2096万5000円となっております。

○山本厚生分科会長

暫時休憩をします。（休憩 午後2時13分）

○山本厚生分科会長

再開いたします。（再開 午後2時14分）

ほか質疑はありますか。

○源委員

本当去年は施設整備が非常に多くて、松田課長含め、担当課の子育て支援課の皆さん本当大変だったかと思います。正直、特に未来こども園は、隣の開明の杜とあわせての整備だったんで、正直間に合うかなと思って、特にことしの2月、完成前にあの大雪で1週間以上工事が全くストップして、心配で。実際これで、明浜のほうはちょっと延びたんですけど、これでほぼほぼ市内の保育園等の整備は終わったんじゃないかなというふうには思っています。その中で子育て支援課の事業だけじゃないんですけども、子育てするなら西予っていうのを市長が今旗印にかけられた上で、今こういう施設整備もする、応援事業もする中で、いろいろ今メニューは広がりすぎるっていうわけじゃないんだけど、木育どこいったんだろうとか、なかなか大変だなというふうに思ってるんで

すけれども、あとは、もうこれで基本的にもう整備的なものはほぼ終わったというふうは今思ってるんですけど、そういうふうにとらえておいてよろしいのでしょうか。その点だけ確認したくて質問しました。

○松田子育て支援課長

今後の大きなものとしたしましては、浸水いたしました野村保育所の再開、開設に今後は中心がいくかと思えます。それとあわせて、先ほど放課後児童の関係も申しましたが、3箇月で改修したおれんじが被災しましたので、そちらの再建もあわせて取り組んでまいりたいと思っております。

○山本厚生分科会長

ほかありませんか。

○井関厚生副分科会長

スマイル保育園の関係で、病児あるいは病後児の保育者は実際にどのぐらいあったのか教えていただいたら。

○松田子育て支援課長

きょう伺いましたら、延べで102名の方が今利用されてるそうです。継続というような方ももちろんおられますが、それプラス登録の方もふえているという現状になっております。これからがインフルエンザがはやる時期になりますので、対応してまいりたいと思えます。

○山本厚生分科会長

ほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○山本厚生分科会長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第1号「平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、子育て支援課所管分につきまして、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○山本厚生分科会長

挙手全員によりまして、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時18分）

○山本厚生分科会長

再開いたします。（再開 午後2時28分）

○藤井生活福祉部長

先ほど社会福祉課でご質問いただきました相談支援事業に係る実利用人数が昨年度に、28年度に

比べまして倍ふえているというところのご回答をさせていただいたと思います。

○上中福祉課長

それでは地域生活支援事業の活動成果の状況の中で相談支援事業の実績が、28年度に対し29年度は大きく伸びているがその要因はとのご質問でございますが、相談支援事業所が身近なものとなったこととあわせまして、委託先の一つであります相談支援事業所、希望の森の相談員が増員されたことにより相談支援体制が整備された結果、利用者がふえたものでございます。

○山本厚生分科会長

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時29分）

【長寿介護課】

○山本厚生分科会長

再開いたします。（再開 午後2時30分）

それでは認定第1号「平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、長寿介護課所管分の審査を始めたいと思います。

理事者の説明を求めます。

○浅野長寿介護課長

それでは、認定第1号平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算認定についての長寿介護課所管分について、主要な施策の成果報告に基づき事前に通告のあった事務事業4事業について、順にご説明させていただきます。まず、12ページの下段、緊急通報事業をごらんください。

この緊急通報事業は、独居高齢者及び身体に障がいのあるものに対し緊急通報装置を貸与することにより、急病・災害などに迅速かつ適切な対応を図り、福祉の増進に寄与することを目的としており、緊急通報装置を設置することにより、高齢者の見守りが強化され、安心した暮らしにつながっているものと感じております。

事業内容といたしましては、先ほどの説明の繰り返しになりますが、市内に住所を有する65歳以上の独居高齢者及び身体障がい者に緊急通報装置を貸与するものであります。利用申請者は申請時に親族やご近所にお住まいの協力員3名と地域の民生委員を登録することになっております。装置の設置に関しては委託業者を通じて実施しており、電話機型の通報装置と身に着けておる無線ペンダントを貸与することになります。利用者が緊急時にこれらの装置のボタンを押すことで、緊急

通報受信センターにつながり、24時間対応の専任オペレーターが対応し、申請時に登録された親族、協力員、民生委員、また緊急の場合は消防署に直接通報する仕組みとなっております。通報装置機器に関しては、平成27年度から計画的にレンタルにて機器更新しています。

事業の成果を説明させていただきます。緊急通報事業の設置台数としては、平成28年度は164台、平成29年度は144台と前年度比20台の減少傾向となっております。その要因といたしましては、携帯電話、スマートフォンの普及に伴う固定電話設置件数の減少が考えられます。事業の評価及び事業の方向性についてでございますが、独居高齢者が増加する中、当事業による定期的な見守りによる孤独死に対する不安を解消し、安心して在宅生活を送ることができ、また独居高齢者に対して協力員を置くことで、地域の見守り体制の強化にもつながっているものと評価するとともに、事業継続が現時点では望ましいと考えております。

以上、緊急通報事業について説明を終わります。

丁度装置をきょうは持ってまいりましたのでどういものか実際目にしてもらったらわかりやすいかと思っておりますので、説明させていただきます。これが電話機型の本体となっております。これで相談、取り消し、緊急という形であります。本来緊急のものに対応する機器でございます。そしてペンダントもありまして、ペンダントに、これから離れとる場合に、押せない場合にこのペンダントを持つとかんといかんのですけれども、これを押して通報するという形になります。先ほど件数が減るとるところで説明させていただきましたけれども、この機器のつなげるところが実は固定電話の回線、NTTの回線になっておりますので、時代の推移とともにスマホなりそういったのがふえてきておりますので、高齢者とはいえその普及率が上がっておりますので、それが件数の低下の要因になると先ほどご説明したところでございます。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○菊池委員

これ164台、144台、2年間わかりましたけど、今までのトータル何台出てるか。これ前からやっとなでしょう、そのトータルわかりますか。それ一つね。

それからレンタルに27年度からなった、そのレンタル会社とレンタルの期間、金額、そこら辺分かったら教えてほしいんです。

それから、もう一つは最後に、これが機能しとるかどうか、利用状況ですね。利用状況は29年度でいいですけど。ちょっと教えてください。

○浅野長寿介護課長

トータルの利用台数ということでございますけども、基本的にはその機器自体は、現在144台ということでございますけども、その前が164台ということで、おおむね新規の機器を更新せずに故障した場合は更新させていただいておりますけども、その分で対応以前からずっとしとったという状況でございます。

それでレンタルの利用状況でございますけども、平成27年度より段階的にレンタルに切りかえていっとる状況でございますけども、26年度が12台、27年度14台、それから28年度に27台、29年度は42台、30年度は45台の想定でございますけども、当然レンタルということでございますけども、その利用、実際の利用状況、使用料も含めてになります。

○山本厚生分科会長

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時37分）

○山本厚生分科会長

再開いたします。（再開 午後2時38分）

○浅野長寿介護課長

レンタルの会社名でございますけども、徳島にありますシーモスという会社でございます。これは緊急通報事業を開始してからずっとシーモスとの契約という形になっております。それから相談内容ですけども、実際緊急の通報に関しましては、平成29年度につきましては、正方として報告が上がっておりますけど7件です。それからここにもありますけども相談という形の件数が162件上がってきてます。割合としましてはやっぱり相談事、心配事の相談が多いと、その分も利用者のかかなり解消されていると認識しているところでございます。利用料につきましては細かいのわかり次第ご説明させていただきます。レンタル

期間及びレンタル料に関しまして、後ほどご報告させていただきます。

○山本厚生分科会長

ほかに質疑はありますか。

○中村一雅委員

決算と直接関係ないんですけど、シーモスという会社は固定電話につなげるレンタル機器専門でスマホ対応みたいなシステムの構築はされてないんですかね。

○浅野長寿介護課長

私どもは今、シーモスと契約しとる中では、固定電話との契約ということでございますけれども、今の時代ですので、一度そういった、例えば、遠隔操作いうか、家から出た場合に感知するシステムをつなげたものとかそういった形のシーモスからもご提示もあつたりしましたので、その分は向こうからの提供はあるんですけども、実際そこで採用には至っていないという状況でございます。

それと固定電話というのが割と昔の高齢者については、設置しとるいうか設備的に1番充実しとるということも考え方もありましたので、また新たな当然時代とともに手法はあろうかと思っておりますので、また検討させてもらったらと思っております。

○山本厚生分科会長

ほか質疑はありますか。

○井関副分科会長

ちょっと確認なんですけども固定電話ということでありましたが、IPフォンでも対応はできるんですか。

○浅野長寿介護課長

回線によると思っておりますので、確認して御答えさしてもらったらと思っております。

○山本厚生分科会長

ほか質疑はありますか。

（委員長交代）

○山本委員

その首にかける子機と親機の電波というか、届く距離はどのくらいきます。家の外において緊急ボタン押しても届かなかつたら緊急ならん場合とかあつたら困ると思うんですけど。

○浅野長寿介護課長

以前事業者を確認したところ、実際は利用者の方に確認するのが1番なんですけども、おおむねこの家の周りまで、家の中いう形じゃないですけ

ども、その範囲は、具体的にはどれぐらいかというのは、電波のかげんもよろうかと思うんですけれども、一応家から出ると、周りぐらいまでは届くという形では確認してるんですけれども、ただそれが100メートル先とかという話になったら多分届かない範囲だと思います。

○山本委員

家の周りと言いましても、大きな家、小さな家あるので、おおむね一般的な家庭なら大丈夫ということですか。病院とかそのセメント、鉄筋とか、そがいな建物は難しいというようなこともあるんですか。

○浅野長寿介護課長

確認してないもので、確かなことは言えませんが、例えば電話の親機、子機の範囲がよく家で昔はあったと思うんですけれども、その範囲だと認識はしてるんですけれども、実際に確認はとれてないんですけれども。電話、NTTの回線を使うところも含めて、NTTの通常の親機、子機の範囲内のところの想定かなと自分は想像したりするんですけれども、また確認をさせていただきたいと思いません。

○山本委員

独居老人ということですが、本当の一軒家と申しますか、隣に例えば、子どもさんとか、兄弟とかが隣とか2軒先ぐらいおられるようなところは対象外ということですか。

○浅野長寿介護課長

基本的にはどうしても日中独居もありまして、それで、昔の家は例えば離れと生まれとる家という形もあろうかと思うんですけれども、あくまでも想定としましては、見守る方がおられないという、身内の中での想定の方でこの事業自体はできると理解しておりますので、そういうことの解釈でお願いしたいと思うんですけれども。

(委員長交代)

○山本厚生分科会長

ほか質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○山本厚生分科会長

なければ、次の事業の審査に移りたいと思いません。

次の事業について説明を求めます。

○浅野長寿介護課長

続きまして、13ページの上段をごらん願います。高齢者路線バス利用補助事業でございます。この事業は、通院及び買い物等の交通手段として公共路線バスを利用する高齢者に対して運賃を助成することにより、高齢者の負担軽減を図り、福祉の増進に寄与することを目的としており、高齢者の通院や買い物支援の一助となっているものと感じております。

事業内容といたしましては、公共路線バスを利用する市内に住所を有する70歳以上の高齢者を対象とし、片道260円以上の運賃について年72回を上限として、半額を助成するものでございます。ただし、対象区域は公共路線バスの西予市区域内のみとしており、区域外、市外は助成対象外としております。

事業の評価及び今後の事業の方向性についてでございますが、このバス利用補助事業は平成26年9月からの事業を開始した事業でありまして、年間増減はありますけれども、おおむね1,200名の高齢者の方々が利用されております。申請者数の推移は、今横ばいでありまして、高齢者の通院の通院や買い物支援につながっているものとして評価するとともに、事業継続が望ましいと考えております。なお一層の周知拡大に努めてまいりたいと存じます。

以上、高齢者路線バス利用補助事業について説明を終わります。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

○竹崎委員

マルをつけておりますので、どうしても問い合わせたいことが。高齢者の路線バスの利用の各全体の数はそこに出ると思うんですが、大体、申請者の数は。各町別の利用者数を知りたいわけです。私は三瓶町ですが、三瓶町というのは、路線バスを利用する際に大変不便なわけです。大半の高齢者、独居老人に近い方は、どうしても乗りかえをしなくてよい八幡浜方面へ流れています。その辺西予市内でありながら、西予市の買い物ということを利用させたいという思いもありながら、この実態をまず知りたいということ。

それから、2点目は、小さなことですが、活動成果の状況あるやないですか。そこを見ていただ

いたら28年から29年、81人減ってますよね。年間利用回数はふえてますよね。ということは個人が何回か余計に利用してるんだらうなということは想像できます。その補助金額は今度減ってるんです。という事は近場だけにしたのかとかいろいろ考えてしまうんですけど、この辺についてもし何かわかっていることがあれば、こっちが想像だけでも構わんですが、1点目の各町別の利用者数を教えていただいたらと思います。

○浅野長寿介護課長

各旧町別の利用者数でございますけれども、平成29年度実績で明浜町が282人、宇和町が82人、野村町が325人、城川町が111人、三瓶町が327人、トータルで1,127人となっております。それから市外へ行く場合の取り扱いも含めてのこともあったと思うんですけども、大体市外へ動かれる方が多いのが三瓶町と明浜町が多いと認識いたしております。その中で、この事業につきましては、あくまでも利用区分対象を市内までとしておりますので、その三瓶から八幡浜の境目までのところは利用分の2分の1、それから、境目から八幡浜市への分に関しては実費という形で、乗りかえがない場合はおりるときにその分を計算して運転手がチェックしていただいて払ってもらうようにしております。同様に明浜もそうですけれども、直行の便はおりるときに払うようにいたしております。その点は逆にバスの事業者にご迷惑かけているかなと思っております。それでただ目的地がそこで乗りかえをしなければならぬ場合もございます。そのときはあくまでも乗りかえて目的地、どこどこ、例えば八幡浜行く場合三瓶の方が、乗りかえるんですけどそこにそのまま、もしかしたらおりられて、違うところ行かれる方もおりますので、目的をさき言うてもらいますけども、八幡浜にした場合は乗りかえのところで、そのときの計算をしていただいて運転手に、そこで前払いで払っていただくという形にしております。そんな時にチケットには、その証明書というのがありまして運転手が印鑑押していただいております。その印鑑を押してもらったチケットを最後おりるときに、八幡浜におりるときに、それを出していただいて、それで精算という形になっております。

それからもう一つ事業の評価でありましたその実績の部分でございますけれども、確かに私も平たく大体1,200名程度の利用者があるという形でお

伝えしておりますけれども、若干ここ数年は横ばいから若干斜め右下がりになってるのが実際の数字ではないかと思えます。26年から事業も始めまして、そんな時の利用者と今の利用者が変わってきとる可能性もあります。それから強いて言えば、私どもの周知不足、宣伝不足はあろうかと思うんですけど、新しい利用者を開拓するわけじゃないんですけども、周知を徹底して、そこを利用させていただくように図っていくのは私どもの仕事じゃないかと思っております。

それから利用者数と券との利用率ですけれども、実際は券を配って利用されとるその利用率というのは実際50%ぐらいです。だからそこでちょっと多少ぶれがあります。本来は私どもとしては、配ってる100%を利用してもらいたいですけれども、実際の実績で見ると50%ぐらいです。そこもまた課題ではないかと感じているところでございます。答えになってるかわかりませんが。

○竹崎委員

丁寧な説明ありがとうございます。もう一度確認のために聞き直します。例えば、北地区でも南地区でもいいんです。三瓶の営業所でない、八幡浜方面だったら多分問題ないと思います。そのまま西予市内の部分までは、最大が260円の補助じゃなくって、260円超える分の、例えば八幡浜出たら500円超えると思うんです、最大260円補助が。そうではない。260円超えたら要は500やったら250円ということですよ。ただ、そこから後の乗務員も本人も大変面倒くさいですよ。それについての何か、今後もう少し、安易にどうか、容易に利用者も、それからドライバーも、今ほとんどほら1人じゃないですか、ガイドなんか乗ってないですから。その辺あたりの乗客数が少ないからそんなに込んでない状況だから、構んかもしれんけども、その煩瑣な手続の点が気になるのと。

もう一つ、もう1回知りたいのは例えば北地区でも南地区でも東でおいて宇和路線に乗りかえたとします。そのときもそしたら料金としては、例えば周末から乗った、三瓶の営業所でバスを待った、宇和線へ乗りかえた、そのときも新たな運賃やなしに継続運賃の上で計算されるんですか、そこは。そしたら、要は利用者にとってはそれはもうわかってるわけですよ。わかりました。その

手続上だけでももう少しイージーになったらいいのになと思うんだけど、その方策としては何か出されていますか。

○浅野長寿介護課長

多分、運転手にとって1番煩雑になるのは、二度に分けてお金を取るということが1番煩雑になるものと思ってます。それから乗りかえる場合においては、乗りかえる時点で、例えば具体的に下泊から八幡浜まで、市立病院まで、行く場合としたら、乗りかえるその時点で、1回で八幡浜の分までを計算していただいて、そこで先ほど説明したように一度そこで払っていただくという形で、それが1番、逆に言うたら運転手の事務うか余計なところを割愛できる手法やないかなと思っております。それから、市内で行く場合においては、基本における時の作業になりますので、それと運転には賃金表を既に渡しております。こっからここまでは何ぼという形の部分の表の、一目でわかる分渡しておりますので、そこら辺はなれるまで大変かと思えますけども、そこは民間事業者にご尽力をいただいて協力いただいているということでの認識をしてるんですけど。今んとこ今のやり方が最善ではないかと思っておりますけれども、また簡単な手法が、わかりやすい手法がありましたら検討してまいりたいと思います。

○竹崎委員

なぜこれを言ったかと言いますと近所のじいちゃんばあちゃん、こういう方法があるのよと言ったら、そんな面倒くさいこといらん、せんということ本人がはなから抵抗持ってます。だからこの辺あたりもう少し周知して本当にせつかく助成されるわけですから、ここのところは何らかの方法で、皆さんがせつかくあるものを利用しない手はないので、こういうふうな方法でいけるんですよということをわかりやすく新たに周知・啓発する方法を何かの機会、出されたら悩んでる人が1人でも解決するんじゃないかと思ったわけです。以上また検討しとってください。

○山本厚生分科会長

ほか質疑はございますか。

○中村一雅委員

財源内訳ですけど、平成28の一般財源から556万6000円、29年度はその他の財源で536万3000円。このその他の財源っていうのは何か教えてください。

○浅野長寿介護課長

これは私ども一般財源という認識でおったんですけども、財政課に確認いたしましたらふるさと納税を充てると、財源として、確認した結果でございます。

○山本厚生分科会長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○山本厚生分科会長

ほかにはないので、次の老人保護措置事業の審査に移りたいと思います。

理事者の説明を求めます。

○浅野長寿介護課長

13ページ下段、老人保護措置事業をごらん願います。老人保護措置事業は、老人福祉法に基づくもので、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により在宅での生活が困難な方を必要に応じて養護老人ホームに入所させ、入所により安心して自立した生活を送っていただくことを目的といたしております。

事業内容といたしましては、入所申請書に基づき、養護老人ホーム入所判定委員会を開催し、入所の要否判定及び入所順位の決定、被入所者の入所措置継続の要否判定を行います。また、市内外の入所措置施設への措置費の支出及び措置入所者の入所者負担金の徴収業務を行っております。

事業の評価及び今後の事業の方向性についてでございますが、平成27年4月1日から市内の養護老人ホーム2施設が民営化により社会福祉法人による運営がなされております。民営化以降、各種加算の認定による措置費の増加はありましたが、各養護老人ホームにおける入所定員に係る充足率はおおむね100%であり、法人による適切な養護老人ホーム運営がなされていると評価するとともに、事業継続は今後も望ましいと考えております。

以上、老人保護措置事業についての説明を終わります。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

○菊池委員

私申し込んだんですけど、今の説明でほぼわかりました。しかし一つだけ、入所判定委員会

委員8名というのは、これはどういう人がなってるかだけ教えてください。

○浅野長寿介護課長

判定委員8名の内訳ですけれども、まず八幡浜保健所長、市内の精神科医の先生、内科医の先生、養護老人ホーム施設長2人、福祉事務所長、それから包括支援センター長の8名です。

○山本厚生分科会長

ほか質疑ありますか。

○中村敬治委員

こういう施設、奥伊予壮とか三楽園といろいろ入所されておられる方に対して、何か小遣いというか、手当というか、日常生活に対してプラス何か補助金というものが支給されておるように聞いたことあるんですけども、そういう事実があるのかどうか、人によって金額が違うのかもしれませんが、そういう予算が組まれて、それぞれ若干の小遣い的なものがお渡しされているのかどうか、その辺、あるとすれば教えていただいたらと思うんですが。

○浅野長寿介護課長

入所されとる方の中で無年金者の方につきましては、月5,000円だったと思うんですけども、そういう手当が出されております。

○中村敬治委員

5,000円ということは、年間6万円になるわけですけども、月5,000円というたらそう大した金額ではないんですけども、年間貯まれば6万円になるということでは、そこまでいくとそこその金額かなという気がするわけですけども、そういうお金は実際誰が管理、その施設長が管理しとるのか、入所者が自分の判断で使いたいということで管理されておるのか、そういう5,000円が適正に使われているのかどうかあと、何かいろんな事件とか事故とか巻き込まれたりする恐れはないのかなという気がするわけですけども、身内の者が来て小遣いをくれと言うて、そこで任意でよっしゃよっしゃやるぞというのは特に問題はないと思うんですけども、何かその通帳が身内の人が持つとって、その人が管理することによって、せっかくの小遣いというか、お金がそういう身内の人の浪費というか、何かのお金で使われてしまうというようなことがあっては本来の目的から外れるわけですけども、その辺の実態管理

はどのようにされているのかなと思ひまして、お尋ねしたわけです。

○浅野長寿介護課長

無年金者に対する扶助費といいますが、その分の管理に関しましては、私どもはその施設から、その方から印鑑が押したその申請書を出していただいて支出するという形で、それが本人の口座に入りますので、本人が管理しているものと認識いたしておるんですけども、そこのお金の動き、措置費の動きも含めてになるんですけども、監査の管轄課というのが県が所管しているもので、それが定期的に、2年に一度ずつだったと思うんですけども、監査に入っております。その中で、適宜その部分も監査していただいているものと認識してますけども、市としてもそこを今、そういった使途について知っとかんといけんと思ひますので、確認をこの後させてもらいますけども、認識としてはそういった認識でおりますけども。

○山本厚生分科会長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○山本厚生分科会長

最後の事業になります。地域医療介護総合確保基金事業についての審査に入りたいと思ひます。

理事者の説明を求めます。

○浅野長寿介護課長

最後に14ページになります。地域医療介護総合確保基金事業についてご説明させていただきます。この基金事業は、愛媛県が設置する地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備を行うものでございます。この基金を活用し、平成29年度は西予市第6期介護保険事業計画に基づき、地域密着型と特別養護老人ホーム29床の整備と既存老人保健施設入所の増床整備を実施いたしております。

事業内容といたしましては、先ほどの説明と一緒にですけども、基金事業を活用することにより、第6期介護保険事業計画に基づく地域密着型特別養護老人ホームを市内に整備し、平成29年度中に事業所の開設を行うよう事業所の決定、各種の申請手続等を行うものでございます。ちなみに、地域密着型特別養護老人ホームの整備に関しては、公募により西予総合福祉会が施設整備法人として決定され平成30年3月1日に無事施設オープンしていただいております。

事業の評価及び今後の事業の方向性についてでございますが、地域医療介護総合福祉基金を有効的に活用し、適正に介護施設整備が図られたものと評価するとともに、今後においてもこの基金事業に合致する事業がある場合は大いに活用することが望ましいと考えております。

以上、地域医療介護総合確保基金事業について説明を終わります。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

○菊池委員

29床は開明の杜、既存はつくし苑ですかね。これ開明の杜もでき上がって、29年度なんですけど、この状態だけ聞かせてください。29年度の利用状況。

○浅野長寿介護課長

先月、施設長と会う機会ありまして、ちょうど今の状況を確認させていただきました。一般の入所29床は満床ということでございます。それとショートステイ10床を併設しておりますけれども、これも満床というか、有効的に利用してるということで、ただいま待機者があるという状況ということでお聞きいたしております。

○中村敬治委員

開明の杜がオープンしてから、隣に保育園はあるわけですが、保育園と開明の杜、それぞれ利用されておられる方がたくさんおられるわけですが、その西脇、図書館をJVで地元の中央総合建設とか戸田建設が建設されておって非常にこう工事中の騒音があつて困るというような話も聞いたことあるんですけど、その辺何か聞かれたことはありますか。そういう問題点について。

○浅野長寿介護課長

騒音関係については私のほうに届いたことはございません。ただ開設当初に、待たずして工事等々の作業ありましたので通学路ということもあつたりしまして、そこら辺に関しましては、私どもと子育ても含めてですけれども、交通の整理に立たさしてもらったときもあつたんですけれども、そのこの部分の話が入ってるだけで、ほかに入つとるかもしれませんけど、私どもには、騒音に関してはお聞きしておりません。

○山本厚生分科会長

ほか質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○山本厚生分科会長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第1号「平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、長寿介護課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本厚生分科会長

挙手全員によりまして、当分科会といたしましては、原案通り認定することに決しました。

続いて、認定第6号「平成29年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」議題としたいと思います。

理事者の説明を求めます。

○浅野長寿介護課長

それでは、認定第6号平成29年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、主要な施策の成果報告に基づきご説明させていただきます。62ページをごらんください。

財政状況として、まず決算規模と決算収支でございますが、平成29年度の決算規模は、歳入は56億9083万1000円で、歳出は56億594万5000円でございます。歳入と歳出の差額、実質収支額は8488万6000円でございます。これは前年度に比べて2421万9000円の減額となっております。

次に、決算の状況でございますが、第1-2表の歳入において、1の保険料と4の国庫支出金、5の県支出金、6の支払基金交付金が介護保険の主な財源となっております。保険料は65歳以上の第1号被保険者からいただく介護保険料のことでございます。国庫支出金及び県支出金は介護給付費や地域支援事業に対する負担金、補助金でございます。支払基金とは社会保険診療報酬支払い基金のことで、主に診療報酬の審査、支払いを行う機関ですが、介護保険に係る費用徴収と交付も行っております。40歳から64歳までの第2号被保険者の介護保険料は、社保や国保など各医療保険者から介護納付金として支払基金に納められます。そこから介護給付費や地域支援事業に係る必要額は、介護保険者である市町村へ交付される仕組みとなっております。これらによる介護保険の財源構成としては大きく分けて保険料が50%と公費負

担が50%で賄われます。保険料分50%のうち65歳以上の第1号被保険者が22%、40歳から64歳までの第2号被保険者が28%を負担します。この負担率は3年に一度、全国の数比率に基づいて政令で定められます。また公費負担分50%については、国・県・市それぞれの負担率がサービス給付や事業の種別に応じて定められています。ちなみに付託サービスですと国が25%、県が12.5%、市が12.5%となっております。なお、表中の繰入金とは、市の公費負担分や一般管理費などを一般会計から繰り入れるものでございます。その内訳は下の表のとおりでございます。歳入決算に戻りますが、56億9083万1000円の歳入額は前年度と比較して978万円の増額となっております。ほぼ横ばい状態でございます。

次に、63ページの歳出をごらんください。歳出決算額は56億594万5000円で、前年度と比較して3399万9000円の増額となっております。その要因は歳出の91.8%を占める介護給付費が前年度比、減額となっておりますが、地域包括ケアシステムの構築のため、地域支援事業の充実を図り、生活支援総合事業等の推進に努めたことにより、地域支援事業費が前年度と比較して4916万6000円の増額となったことが挙げられます。これらの介護給付費の推移については棒グラフのとおりでございます。

続いて、保険料の収納状況でございますけれども、第1-3表のとおりでございます。第1号被保険者の保険料の徴収方法は特別徴収と普通徴収に分かれます。年金の年額が18万円以上の方は年金から天引きされる特別徴収となります。それ以外の方や65歳になったばかりの方などは市が発送する納付書や金融機関の口座振替により納付する普通徴収となります。制度理解を広めて適正収納に努めてまいりたいと考えております。

続けて64ページをごらん願います。被保険者数や要介護認定者数の概況と推移を記載いたしております。第1号被保険者数について、介護保険料の所得別段階別に記載しておりますが、平成27年度から第6期介護保険事業計画に基づき9段階の区分設定を行っており、基準額は第5段階で月額5,600円となっております。また、認定者数については、第1号被保険者では、要介護2までの比較的軽度の方が全体の61%となり、前年度と比較して2%の微増となっております。

65ページをお開き願います。サービス費別の給付状況を記載しております。支給額で見ますと、在宅サービス費が56%、前年度比ほぼ変わらずでございます。施設サービス費は37%。前年度比1%増となっております。ただし、在宅サービスにはグループホームと特定施設入居者生活介護、ケアハウスや介護付有料老人ホームが該当しますが、それらの居住系サービス、そして施設への短期入所、ショートステイですけれども、これも含まれた数字となっております。また、訪問通所サービスの中では、通所介護、デイサービスでございますけれども、この給付費が49%、前年度比1%減でございますけれども、の実績額、その他単品サービスの中では、認知症対応型共同生活介護、これはグループホームのことですが、この給付費が59%、これは前年度と変わってはおりません。実績額となっております。

以上で認定第6号平成29年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○山本厚生分科会長

ないようですので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

認定第6号「平成29年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本厚生分科会長

全員挙手により当分科会としては、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後3時21分)

【市民病院・野村病院】

○山本厚生分科会長

再開をいたします。(再開 午後3時30分)

それでは、部局が変わりましたので、山岡部長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

○山岡医療介護部長

挨拶を行う。

○山本厚生分科会長

それでは早速審査に入りたいと思います。

認定第11号「平成29年度西予市病院事業会計決算の認定」につきまして、西予市民病院松末事務長の説明を求めます。

○松末市民病院事務長

それでは認定第11号平成29年度西予市病院事業会計決算の認定について、西予市民病院分の決算につきましてご説明をさせていただきます。

決算書の52ページをお開きください。まず、平成29年度の事業概要を要点のみご報告をさせていただきます。近年の医師及び看護師の不足など医療を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。そのような中、当院におきましては、平成28年度に引き続き、内科、外科、整形外科及び泌尿器科の常勤医師を確保するとともに、非常勤医師による婦人科、皮膚科及び脳神経外科を加え、年間を通して診療を行うことができました。また、内科医師が毎週水曜日に松野中央診療所へ支援診療に出向くなど、南予地域における僻地医療の確保にも協力を行っているところでございます。

続きまして、60ページをお開きください。年間の業務量でございます。下段の表の合計の欄をごらんください。年間入院延患者数は4万65人で前年度比較で0.2%、77人の減となっております。また、外来延患者数は4万7845人で、前年度比較で5%、2,285人の増となっております。入院につきましては、ほぼ横ばいではありますが、外来につきましては、内科、外科及び泌尿器科の患者数が伸びております。

続きまして、80ページをお開きください。収益的収支及び支出についてご説明いたします。まず、収入の病院事業収益の決算額ですが、22億622万4591円となりました。この内訳としまして、第1項医業収益18億8239万7377円、第2項医業外収益2億6783万1793円、第3項特別利益5599万5421円でございます。これに対し、支出の病院事業費用の決算額は23億3690万8300円となりました。内訳としまして第1項医業費用22億1769万3615円、第2項医業外費用8233万3210円、第2項特別損失3688万1475円でございます。前年度と比較しますと収益は1億7644万7170円、8.7%の増、費用は8028万840円、3.6%の増となっております。収益がふえた主な要因としましては、単

価の上昇に伴う入院収益の増及び患者数の増に伴う外来収益の増でございます。これに対し費用がふえた主な要因は、職員数の増による給与費の増、患者数の増に伴う材料費の増などでございます。以上が決算報告の収支及び支出の款項の区分ごとの決算状況であり、全て消費税を含んだ決算額であります。消費税を含まない実質的な1年間の収支の状況については、次の損益計算書でご説明申し上げます。

82ページをお開きください。損益計算書でございます。まず、医業収益ですが、入院収益12億525万4220円、外来収益5億6584万2005円、その他医業収益1億621万2745円を合わせまして18億7730万8974円となっております。その他医業収益の主なものは、救急医療の確保に要する経費に伴う一般会計からの繰入金、そのほか室料差額収益、文書料、おむつ代などでございます。入院収益は前年度比較で4.2%、4879万4917円の増、外来収益は10.4%、5348万2004円の増となっております。

続いて2の医業費用につきましては(1)の給与費から(6)の研究研修費までを合計しますと21億9247万34円でございます。まず、給与費では12億198万3488円となり、職員数の増により前年度比較で4858万7619円、4.2%の増となっております。続いて、材料費では3億4042万2847円となり、患者数の伸びに伴い前年度比較で2819万4269円、9%の増となっております。次に、経費では2億7582万3775円となり、前年度比較で632万5136円、2.3%の増となりました。続いて、減価償却費では3億6755万8034円となっております。主に平成26年度に開院した西予市民病院の建物並びに新規に購入した医療機器等にかかる費用でございます。これによりまして、医業収益と医業費用の差し引きをしますと3億1516万1060円の営業損失を計上することとなりました。

続きまして、3の医業外収益では、(1)の受取利息及び配当金から(6)のその他医業外収益までの合計が2億6732万906円でございます。

まず(2)の他会計補助金ですが6229万1019円となりました。これは、基礎年金拠出金公的負担に要する経費、医師確保対策に要する経費など、国の繰出基準に基づく一般会計からの繰入金でございます。

次に（３）の補助金23万2000円ですが、当院の内科医師を松野町の国保診療所へ派遣する愛媛県僻地医療支援事業に基づく補助金でございます。

続いて、（４）の負担金及び交付金ですが、決算額9419万8160円となりました。これは建設改良に要する利子の経費を初め、リハビリテーション医療に要する経費、高度医療に要する経費など、国の繰出基準に基づく一般会計からの繰入金でございます。

次に（５）の長期前受金戻入1億151万125円につきましては、病院建設に受け入れた補助金等を減価償却方法に合わせて収益化したものでございます。

（６）その他医業外収益の内容としましては、売店の施設使用料や医師住宅の賃借料などがございます。

次に、４の医業外費用であります。１の企業債の支払利息3948万7616円、２の長期前払消費税償却1547万4932円及び控除対象外消費税として計上される（３）雑支出4804万1608円となっております。これによりまして、３の医業外収益と４の医業外費用の差し引きが1億6431万6750円となり、医業収支での営業損失を合わせますと1億5084万4310円の経常損失となりました。これに特別利益5599万5148円、特別損失3688万1067円を合わせますと本年度は1億3173万299円の純損失を計上いたしました。これにより、当年度の未処理欠損金は7億2099万2988円となっております。

なお、１の医業収益から６の特別損失までの詳細につきましては、決算書の90ページから92ページの収益費用明細書に掲載しておりますので、後ほどお目とおしをお願いいたします。

以上が、収益的収入及び支出並びに損益計算書に関する説明でございます。

続きまして、81ページをお開きください。最後に、資本的収入及び支出の決算についてご説明いたします。なお、この資本的収入及び支出と申しますのは、建設改良企業債償還等の支出やその財源となる収入などの決算でございます。

まず第１款資本的収入の決算額は1億522万8443円となっております。その内訳としまして、第１項出資金60万円、第２項負担金及び交付金5277万7403円、第３項企業債2460万円、第５項補助金2725万1040円であります。出資金は奨学資金

貸付制度に係る一般会計からの繰入金、負担金及び交付金は、企業債償還に係る一般会計からの繰入金でございます。企業債につきましては、医療機器の新規購入を及び更新に係るものでございます。また、補助金につきましては、職員駐車場整備に係る一般会計からの繰入金でございます。

次に、資本的支出についてご説明いたします。第１款資本的支出の決算額は1億5354万988円でございます。その内訳につきましては、第１項建設改良費5556万3320円、第２項企業債償還金9737万7668円、第３項投資60万円であります。建設改良費は職員駐車場整備、医療機器の新規購入及び更新、企業債償還は旧宇和病院で購入した医療機器及び市民病院建設にかかるもので、投資につきましては、奨学資金貸付制度に係るものでございます。これにより資本的収入が資本的支出に対して不足する額4831万2545円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしております。

以上をもちまして、西予市民病院の決算について説明を終わらせていただきます。

○富永野村病院事務長

続きまして、野村病院分についてご説明をさせていただきます。決算書52ページをごらんください。

平成29年度は内科、整形外科の常勤医師8名及び非常勤医師で診療を行いました。建設改良につきましては、来院者の歩行安全対策工事や臨床研修医・医学部学生等受け入れの当直室整備を実施しております。当院に設置された愛媛大学地域医療学講座のサテライトセンターにおいて、地域医療を担う総合医等の育成に66人の医学部学生を受け入れました。また、今回初めての取り組みとして、愛媛大学医学生及び看護学生を対象とした在宅生活支援実習を実施し、地域包括ケアシステムにおける医師、看護師の役割、機能について研修の場を提供しております。さらに、年間を通して臨床研修を受け入れており、18人が当院で地域医療について研修されました。各方面からの支援により、医師充足率は107.7%となりました。

続きまして、業務量でございますが、昨年度の入院患者数は2万8723人で、前年比6.2%、1,910人の減。これは、病床数再編に向けた実績取りや病床調整により減となってしまいました。外来患者数は5万1860人で、前年比8.5%、4,805人の減は、整形外科医1名減によるものと

過疎・高齢化による野村・城川の人口減少が主な要因と考えております。

94ページの決算報告書をごらんください。収益的収入及び支出は、病院事業収益決算額15億3409万8373円に対し、病院事業費用決算額16億2237万3640円で、対前年収益2363万344円、費用3268万2161円、それぞれ増となっております。以上、消費税を含んだ決算額でございます。消費税を含まない実質的な年間収支及び内訳につきましては、損益計算書でご説明を申し上げます。

96ページをお開きください。医業収益では入院収益8億5583万5254円、外来収益3億5887万6713円、その他医業収益7301万8965円、計12億8773万932円となっております。その他医業収益の主なものは、救急医療の確保に要する経費に係る一般会計からの繰出金、室料差額収益やおむつ代などの自費材料のほか、僻地診療所支援に伴う委託料でございます。入院収益につきましては、入院患者数の減少したことにより、対前年比6031万3150円、6.6%の減となっております。外来収益も外来患者が減少したことにより、対前年比149万8764円、0.4%の減となっております。一方、医業費用につきましては、給与費から研修費までの合計が15億848万8414円で、対前年比2871万9335円、1.9%の増でございます。医業費用の内訳は損益計算書に記載のとおりでございます。なお、金額増の主なものは、減価償却費、前年比2155万8009円、13.7%の増であります。内訳は平成28年度購入のMRI等、機械備品減価償却費の増であります。医業収益から医業費用を差し引きますと2億2075万7482円の営業損失を計上することとなりました。

続きまして、医業外収益は、受取利息及び配当金からその他医業外収益までの合計で1億6209万9408円でございます。他会計補助金及び負担金交付金につきましては、国の繰出基準に基づく一般会計繰出金でございます。その他の医業外収益の内訳は、売店の施設使用料や医師住宅の負担金及びつくし苑からの供用費用負担金などでございます。一方、医業外費用は企業債の支払い利息と控除対象外消費税として計上される雑支出の合計で6639万1042円となっております。これにより医業外収益から医業外費用の差し引きが9570万8366円となり、医業収支での営業損失と合わせますと1億2504万9116円の計上損失を計上することとな

りました。特別利益8005万7003円、特別損失4412万5239円を合わせ、当年度純損失が8911万7352円となりました。前年度繰越利益剰余金5億8407万4793円と合わせて、当年度、未処理利益剰余金は4億9495万7441円となりました。なお、特別損失には、退職給付金引当金、貸倒引当金及び賞与引当金並びに、法定福利引当金を計上しております。医業収益から特別損失までの詳細につきましては、決算書の104ページから106ページの収益費用明細書に掲載しております。

続きまして、95ページにお戻りください。資本的収支についてご説明申し上げます。1款資本的収入の決算額は1億5173万1134円でございます。内訳は、2項負担金及び交付金でございます。これは一般会計から国の繰出基準に基づく、企業債元金償還にかかるものでございます。次に、資本的支出の決算額は2億1090万1933円でございます。支出の内訳につきましては、1項建設改良費1億1500万5232円、2項企業債償還金9589万6701円であります。建設改良費は、病院設備更新工事や医療機器等の購入費で、主なものは、全身用コンピューター断層撮影装置、いわゆるCT装置ですが、5756万4000円、電子内視鏡システム1931万400円、高圧受変電設備取りかえ工事985万6080円などでございます。なお、取得した資産の内訳につきましては58ページに掲載しております。資本的収入が資本的支出に対して不足する額5917万799円は、過年度分損益勘定留保資金ほかで補填いたしました。

最後に、企業債の残高でございますが75ページの企業債明細書をごらんください。平成29年度は8780万を借り入れましたので、平成29年度末企業債の残高は6億1304万2797円となりました。

以上で、野村病院分についての説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

○山本厚生分科会長

ただいま西予市民病院、野村病院両事務局長から説明を受けました。これより質疑に移りたいと思います。

質疑はありますか。

○中村敬治委員

市民の方から今年度に入ってかごろに整形外科のお医者さんがいないので、非常に不便だというような話があちらこちらから入ってきたんですけ

ど、今このホームページ見ますと、月曜日から金曜日までお医者さんが常駐する、午前中は常駐するようになっておりますが、なかなか整形外科のお医者さんがしばらく見つからなかった状況があったんでしょかね。そういう、病院の話。

○松末市民病院事務長

平成30年4月から整形外科の常勤医師が不在の状態となっております。非常勤医師を言われますように午前中のみ応援に来ていただいて、診察を行っている状況でございます。その応援といいますが、野村病院から2名の医師、南松山病院、愛媛十全医療学院附属病院、それから個人医師の支援で、応援に来ていただいて、何とか整形外科の診察を行っているところでございます。

○中村敬治委員

私も整形外科へかかろうと思って電話したら、なかなか予約がとれなくて、そういう話を聞いてなるほどなと思ったところでございます。もういっぱいになっておると、診察できないということで予約しようと思ってなかなか予約がとれないというような状況が続いた。そのあと何とか1番直近の予約して、診察はしていただいたんですけども、整形外科じゃなくて外科で見ていただいたというようなこともございまして、応援が入っておるので非常にいいんですけども、これも応援ですからどうなるのかなという気がしますが、しっかりとまた市民にご不便かけないようにお医者さんの確保をお願いできたらと思うわけですが。

もう1点はスマイル保育園の西脇に駐車場ができて、非常によくなったんじゃないかと思うんですけども、あれは医師関係、病院の従事者の駐車場だと思うんですが、あれだけ満車になるぐらい車があったと、来ておるということになりまして、病院に勤めておられる方が今まではどこへ車を置いておられたのかなと心配するぐらい、結果ですけどね、それで、市の文化会館裏の職員駐車場は有料ということでは2,000円、月に徴収されておると思うんですが、病院は、用地取得とかいろんな関係でお金もかかったわけですけども、そういう料金の徴収などはされているのか、あるいは今後される予定があるのか、その辺はいかがでしょうか。

○松末市民病院事務長

職員駐車場につきましては、整備をいたしまして、101台がとめる駐車場を整備しております。文化会館と同じように駐車場の料金を徴収しております。病院の場合は1台1,000円ということで徴収をしておりますが、現在、131名の職員から徴収をしております。ひと月13万1000円を徴収しております。4月1日からの使用でございますので、30年度からの運用となっております。

○山本厚生分科会長

暫時休憩いたします。（休憩 午後4時04分）

○山本厚生分科会長

再開いたします。（再開 午後4時07分）

ほか質疑はございませんか。

○井関副分科会長

市民病院でお聞きしたいんですが、人員増によって給与費が上がっているということで4.2%の増ということをおっしゃいましたが、人員増は看護師、医師を含めてどういう人数がふえているのかを。

○山本厚生分科会長

暫時休憩いたします。（休憩 午後4時08分）

○山本厚生分科会長

再開をいたします。（再開 午後4時09分）

○松末市民病院事務長

決算書の56ページをお開きください。そこに西予市民病院の職員数が出ておまして、28年度末と30年度末の職員の状況が出ております。これを見まして医療技術員の増とそれから看護師の増ということで、その内訳で職員がふえているということでございます。

○井関副分科会長

今の続きになるんですが、奨学金として60万ということですが、これ中々奨学金を受けられる方が少ないということをおっしゃっていますが、これを看護師確保のためには非常に必要な予算だと思っておるんですけども、これは何かふやしていつて看護師確保をする対策みたいなのはどういうふうに考えておられるでしょうか。

○松末市民病院事務長

年度当初に、県内の看護専門学校とか医療機関を野村病院と市役所の医療対策室、それから西予市民病院で訪問をいたしまして、病院のパンフレットの配布や奨学金制度のPR、それから今年度の決算と外れますけど、スマイル保育園っていう

事業所内保育とか病児保育ができましたので、そのPRもしております。そういうことで奨学金のパンフレットなども配布して、学生への周知を行っておるところでございます。若い看護師は都会に向いていく志向が強くということで、まずは県外に大きな病院に出ていくというような就職希望が多数を占めておられて、なかなか奨学金を利用してこちらの病院、市立病院に来ていただくということがなかなか今のところできてないと思えますが、これからこういうような奨学金制度、それから今後はスマイル保育園もできましたのでこれを強くPRして看護師の確保に努めたいというふうに思っております。

○井関副分科会長

奨学金ですが、今、卒業されてすぐに、言うたら市民病院に帰ってこないと返還免除にはならないということになると思うんですけども、今言われましたように最初は都会に行きたいという方が多いということなんで、せめて5年ぐらいの猶予期間を与えてあげれば、こちらに戻ってこられる方がふえるんじゃないかなというような気もするんですけども、そういうことを、去年やったか、一昨年やったか、1回言うたことがあると思うんですけどもそういう検討はされてませんか。

○松末市民病院事務長

言われるとおり、制度的にすぐに、こちらの西予市の病院に勤めていただくというような要綱になっております。そのほかにも期間が5年勤めれば償還金を返さなくていいとか、5年間は勤めなければいけないよとか、いろいろなことがあります。そういうようなことがありますので、今後、奨学金を借りやすい制度にすることと、それから借りても勤めやすい、西予市の病院に勤めやすいってような制度を検討していきたいと思えますし、それから、今の看護師学生ですけど、ほかの奨学金も借りて行かれていますということもあって、奨学金を借りるとそこへ勤めなくてはいけないというようなことがありますので、それを代替というか、うちのほうで出すからうちへ来てよってというような制度も今後は、検討しないといけないと思えますが、できるかどうかというのは今後の検討になりますが、そういうことも含めて検討をしていきたいというふうに思っております。

○山本厚生分科会長

ほか質疑ありませんか。

○中村一雅委員

公立病院として、賃金、待遇の面ですけど、看護師の。八幡浜や宇和島とか近隣の通勤距離圏内にある公立病院と比較して、西予市民病院あるいは野村病院の看護師の待遇、賃金も。それからセミナーに行くときの交通費とか、セミナー代は払ってあげるよとか、そういったような優遇措置とかありますか。

○山本厚生分科会長

暫時休憩いたします。（休憩 午後4時16分）

○山本厚生分科会長

再開いたします。（再開 午後4時19分）

○松末市民病院事務長

近隣の公立病院に比べまして、西予市の病院の待遇面の水準については、若干低いというふうに思っております。それと看護師等々の研修であるとか、資格を取りに行くってというようなところの待遇ですけど、規定に決まっております旅費を支出するということではありますが、資格等々につきましては、合格の可否がありますので、それに応じて支出するというようなことでしております。

○山岡医療介護部長

若干補足させていただきたいと思うんですが、事務長申し上げましたように水準が低いのではないかとということもありましたが、職種によたらある程度水準はいいのではないかとこの部分もありますので、そういった条件については、病院改革プランの中で、救急とかそういったような改革だけじゃなく、勤務条件とか、そういう改革もあわせて行うようになっておりますし、厚労省も医療従事者の勤務環境改善ということで、平成26年から国の政策としても出していますので、今、具体的な両病院の改革プランを進める中でそういうこともあわせて、改善していこうというところを取り組んでますので。そういったところで、委員言われましたように従事者が選んでくれる、来てもらえる職場にするように努めてまいりたいと思っております。

○山本厚生分科会長

ほか質疑はございますか。

暫時休憩いたします。（休憩 午後4時21分）

○山本厚生分科会長

再開いたします。（再開 午後4時24分）

ほか質疑ございませんか。

○源委員

今部長から去年の3月にできた市民病院の改革プランについてちょっと触れていただいたんで、これができて今回が2回目の決算になるかと思えます。手元の数字見ると市民病院については、医業収益は計画よりはふえてる、医業費用については計画よりは少なくなってるって、経常損失も計画上は2億7000万あるのが1億2000万程度、程度というても赤字なんであれなんですけど、状況としては進捗どおりしてるのかなと思うんですけども。

1点、これ去年3月にできて1年に1回程度検証した上で、進捗状況等を管理するというふうになってたかと思うんですが、そのあたり、現状どうなってるのかということをお尋ねしたいと思います。そういうふうな検証の場がまずあったかどうか。

○山岡医療介護部長

そういった検証の場を持つように進めていたところではあるんですけども、今回の災害を受けて少し先延びにはなってるんですが、今後、そういった機会を設けて検証していく予定です。

それと、先ほど数字的に新病院は何かいけるのじゃないかということと、反面野村病院が厳しい状況じゃないかということもあるとは思いますが、その点については改善の取り組みをしておりますので、概要は事務長からお答えをしたいと思っております。

○富永野村病院事務長

野村病院の分についてご説明申し上げます。現状、ことしの4月から包括ケア病床を9床から29床にしました。それから外来整形外科医が1名来ましたので、9月時点で去年との収益の差額、入院でありますけど1400万ほど去年よりもアップしてます。そして外来の費用が1600万ほど、二つ合わせて3000万ほど半年でアップしたような状態です。ただしこれは災害がありまして、いろいろ救急関係でも来られましたので、ここまでの今後出るかどうかわかりませんが、そういった改革は、ことししたところがございますので、来年の決算には、数字的にはもっといい数字が出るのかもしれませんが、今から半年ありますのでわかりませんが、現状はそういう現状でございます。

○源委員

公立病院っていうのはほぼ全国的に見ても、赤字経営になってるとこ非常に多くて、例えば県内いろいろ公立病院、県の病院も含めて、自治体病院含めていろいろあるんですけど、基本的にどこも赤字が非常に多いと。私もなれないんであれなんですけど、ぱっと見たときに、え、こんなに赤字あんのみみたいなふうに思うんですけど、やっぱこう計画があって、類似病院、じゃ県内あるかっつうと大洲が面積とか近いのは近いんですけど、ただ持つてる人口も全然違いますし、指標がないっていうのが正直だったんで、今回病院改革プランをつくっていただいて、計画どおりいってるかどうかがあると進捗が非常にわかりやすいなというふうに、確かに7月のあれだけの災害あって、全体的に見直しが必要な部分も出てくるかなというふうには思ってますんで、せっかく皆さんがいろいろ協議してつくられたプランですので、今後とも生かしていただければというふうに思っております。

○山本厚生分科会長

暫時休憩いたします。(休憩 午後4時29分)

○山本厚生分科会長

再開いたします。(再開 午後4時30分)

ほかございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○山本厚生分科会長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第11号「平成29年度西予市病院事業会計決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本厚生分科会長

挙手全員によりまして当分科会といたしましては、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後4時31分)

【つくし苑】

○山本厚生分科会長

再開いたします。(再開 午後4時41分)

本日最後となりました。認定第12号「平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」、理事者の説明を求めます。

○兵頭つくし苑事務長

それでは、認定第12号平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について、決算書に基づき、ご説明をさせていただきます。

平成29年度西予市公営企業会計決算書112ページをお開きください。決算報告書についてご説明をいたします。なお、決算報告書につきましては消費税込みの金額となります。

まず、(1) 収益的収入及び支出についてご説明をいたします。収入の施設事業収益の決算額は5億2598万6692円となり、前年度と比較して約7.2%、3512万4726円の増収となりました。一方、支出の施設事業費用の決算額は4億8565万5415円となり、前年度と比較して、約0.1%、40万3674円の減額となりました。詳しくは後ほど損益計算書でご説明をいたします。

次に、114ページをお開きください。(2) 資本的収入及び支出であります。資本的収入の決算額5億475万6890円は、他会計補助金5505万6890円及び企業債4億4970万円となっております。他会計補助金の内訳は、企業債元金にかかわるものが3678万5437円、増築に伴う備品購入費に係るものが585万1453円、平成29年度介護基盤整備事業費等補助金が1242万円となっております。企業債につきましては、過疎債、財政融資資金2億2480万円、介護サービス事業債、地方公共団体金融機構2億2490万円を借り入れいたしました。一方、資本的支出の決算額は6億4636万6370円となり、増築工事にかかる建設改良費等6億958万933円と企業債償還元金3678万5437万円を支出しております。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1億4160万9480円につきましては、繰越工事資金と過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、116ページをお開きください。損益計算書をご説明いたします。なお、金額につきましては消費税抜きの金額となっております。1 施設運営事業収益は介護給付費が主なものであり、前年度比1279万6199円減収となっております。4億636万6090円となっております。それに対します2 施設運営事業費用では、前年度比46万2172円減額の4億5530万636円となり、差し引き4893万4546円の営業損失となりました。3 施設運営事業外収益は、経営基盤強化のために一般会計からの補助金などの増額により8010万2091円となりました。4

施設運営事業外費用は、企業債償還利息及び雑

支出など1644万1608円となり、経常利益が1472万5937円となりました。なお、前年度までの繰越欠損金と合わせた当年度末の未処理欠損金は2987万8493円となりました。

続いて、121ページをお開きください。貸借対照表についてご説明いたします。資産の部、1 固定資産は、(1) 有形固定資産が土地・建物・構築物等で12億545万4378円となりました。2 流動資産は、現金及び預金、未収金で1億1941万3264円となりました。資産合計は13億2486万7642円となっております。

次に、122ページをお開きください。負債の部で、4 固定負債は、企業債と引当金で8億8978万1485円となり、5 流動負債が1年以内に支払われる企業債と未払金等で7710万5520円となりました。6 繰延収益は2億1240万1039円となり、負債合計は11億7928万8044円となりました。資本の部は、6 資本金で1億7545万8091円となっております。7 余剰金は、利益余剰金合計がマイナス2987万8493円となっております。資本合計は1億4557万9598円、資産合計イコール負債資本合計となるため、資産の合計及び負債資本合計はともに13億2486万7642円となっております。

次に、125ページをお開きください。125ページからは、決算附属書類をつけております。事業報告書の概要といたしましては、126ページに(1) 総括事項を記載しておりますのでご参照ください。次に、127ページには、(2) 議会議決事項、128ページには、(4) 職員に関する事項等を記載しております。

次に、129ページをお開きください。(1) 資産取得の概況ですが、つくし苑増築に係る工事が完了し供用開始をいたしました。また、増築に伴い必要となる備品等を購入いたしております。詳細につきましては、129ページから131ページをご参照ください。

次に、132ページの4会計では、重要契約の要旨を記しております。136ページにおきましては、キャッシュ・フロー計算書をつけております。137ページに事業収益明細書、138、139ページに事業費用明細書を記載しておりますのでご参照ください。

次に、140ページに固定資産明細書、141ページに企業債明細書を記載しておりますのでご参照してください。平成29年度におきましては、冬季の

インフルエンザ等の感染症が流行しなかったことから、平成28年度と比較して、入所者・通所者は例年並みの利用者数でございました。今後とも関係機関と緊密な連携を図り、効率的な施設運営と利用者の確保及び経費節減に努め、さらなるサービスの向上と健全経営を図ってまいりたいと考えております。

以上で、認定第12号平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○山本厚生分科会長

理事者の説明は終わりました。つくし苑事業会計決算につきまして質疑を行いたいと思います。

質疑はありますか。

○中村敬冶委員

一昨年やったか、増改築して、基金からも1億円入れて5億円ほどかけて増改築ができ上がって、入所者が80人から100人になったと、通所者が25人から35人に、定員ですよ、なったということなんですけれども、実際のところ、現在出入りはあろうと思うんですけれども、どういう人数になっておられるのでしょうか。

○兵頭つくし苑事務長

今ほどありましたように増築事業につきましては、29年の12月末で完了して30年1月からは、ご存じのように、入所100人と通所35人の定員で運営をしているところでございます。ことしの6月に厚生常任委員会所管の所管事務調査で、つくし苑においていただきまして、増築の事業概要とか現場を見ていただいたところでございますけれども、ちょうどそんな時に感想は空床ベットが、ちょっと目立ちますねということで、実際に6月時点では70前後の入所率で、増床して100人の定員ですの少ない状況でございました。ただ、7月に入りまして、被災の関係もあったんですけど、緊急入所を受け入れたりして、あと、入所者の確保にも努めていきながら、7・8・9は少し安定した人数でございます。なお直近の数字でご報告させていただきますけれども、9月1箇月の入所者の数ですけれども、9月1箇月でショートも含む入所者が2,502人ございます。1日平均83.40人となっております。この数字が1年前の平成29年の同9月の数字を拾ってみますと、9月1箇月で29年が2,334人、1日平均77.8人ということで実際に

1年前の同月と比較すると9月1箇月で168人ふえております。それから1日当たりの平均の人数も5.6人ふえております。あと通所の、デイですけども、デイが9月1箇月で497人、29年の9月の平均が501人ということで、実際4人減となっておりますけれども、これは9月4日火曜日に台風が来まして1日デイを休んでおります。その分で1日減っておりますので、その日が通常営業されましたらふえていると考えております。平均的な1日の人数も30年9月が20.7人で、29年9月が19.27人ということで、実際にはふえている状況でございます。あとトータル的に4月から9月も比較すると、やっぱ460人ぐらい入所でふえているような状況でございますので、今後とも、今の数字以上に頑張っ、年度末3月まで、こういう状況が続けていきたいと考えております。

○中村敬冶委員

6月に訪問させていただいたときにはただいまの説明では70人前後だったという説明で、ことしの9月では83.4人ぐらいと、平均で、そうすると13人ほどふえておるんですけれども、6月のときに訪問したときに、介護士の募集しても集まらないと、そういう介護士不足もあって、いろいろ基準等もあって募集もままならないという説明を聞いておるんですけれども、入所者がふえるに従ってその介護士も順当に見つけることができたわけでしょうかね、そうなる。

○兵頭つくし苑事務長

実際に入所者はふえております。それに伴いまして、職員の募集もハローワークとホームページ等でしているわけなんですけれども、なかなか応募がないような状況で現状の人数で対応をしております。ただ、現状の人数でどう対応できるかということで、実際に6月末からつくし苑の経営改革プロジェクトチームを立ち上げまして、安定経営とか苑の運営方針をどうやっていくんかという協議を今ずっと進めておるんですけども、経営改革の一環として、6月の補正予算に上げさせていただきました洗濯の外部委託ということで、そこで、余った人間を介護の職員が、雑用じゃないんですけど介護以外の仕事をかなりしているということで、そちらに回して、介護の仕事に専念できるような体制も今やっているところでございます。実際少ない人間で一生懸命頑張っているんですけども、人数が今度極端にふえれば経営が、安定が厳

しくなるというふうにならざるも、反比例するところもあるんですけども、本当に職員の今の現状でどうやってよりよい介護ができるかということを進めていきたいと考えております。

○中村敬治委員

非常に難しい経営になりますけれども、7月の豪雨を受けて、大洲市とか宇和島市とか近隣の市もそういう介護施設が被災しておると思うんですが、そういう関係から市外からこちらのつくし苑へ新たに來られたという人はいないんでしょうか。

○兵頭つくし苑事務長

緊急入所を7月豪雨で受け入れたのは18人受け入れておりますけれども、宇和島とか大洲からの入所者は受け入れておりません。市内、宇和・野村・城川あたりから受けているのが現状でございます。

○山本厚生分科会長

ほか質疑はございませんか。

○中村一雅委員

今までにも尋ねてきたんですが、外国人介護技能実習生の導入とか、そこについてのコストを検討してるとかそういったことはありますでしょうか。

○兵頭つくし苑事務長

確かに外国人の労働者、安い賃金で雇えるということで、いろんな方面からお話とかパンフレットとか送っていただいているのが現状でございますけれども、まずは地元雇用を優先して、なるべくそういった形で地元に貢献できる職場として頑張っていきたいわけですが、またそういった面も資料を取り寄せながら今後検討はしていかなければいけないと考えております。

○山本厚生分科会長

ほかございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○山本厚生分科会長

質疑もないようですのでこれで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第12号「平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本厚生分科会長

挙手全員によりまして当分科会といたしましては、原案どおり認定することに決しました。

本分科会における決算認定についての審査は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

閉会 午後5時03分

署名

西予市決算審査特別委員会厚生分科会長